

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月28日

【事業年度】 第9期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 株式会社東京通信グループ
(旧会社名 株式会社東京通信)

【英訳名】 Tokyo Communications Group, Inc.
(旧英訳名 Tokyo Tsushin, Inc.)
(注) 2023年3月30日開催の第8回定時株主総会の決議により、
2023年4月1日から会社名を上記のとおり変更致しました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 古屋 佑樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6452-4523 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 赤堀 政彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6452-4523 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 赤堀 政彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	1,640,088	2,449,000	4,731,506	5,071,918	6,219,251
経常利益又は経常損失() (千円)	268,026	369,390	424,000	45,084	357,490
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	144,978	193,335	202,414	265,256	204,941
包括利益 (千円)	173,142	244,130	202,414	267,352	285,678
純資産額 (千円)	591,523	931,596	1,134,435	879,146	1,744,943
総資産額 (千円)	874,492	1,478,901	4,004,412	3,884,705	4,974,509
1株当たり純資産額 (円)	57.79	94.34	114.84	87.99	94.10
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	16.86	22.30	20.49	26.85	20.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	22.28	20.29	-	-
自己資本比率 (%)	56.8	63.0	28.3	22.4	19.1
自己資本利益率 (%)	33.1	27.1	19.6	-	-
株価収益率 (倍)	-	41.7	23.5	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	166,345	284,520	305,291	257,220	45,203
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	91,148	64,752	1,846,963	307,381	193,138
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	74,600	89,774	1,744,517	36,406	355,912
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	384,892	693,796	906,052	898,182	1,436,023
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	44 〔5〕	57 〔4〕	77 〔5〕	78 〔2〕	128 〔10〕

- (注) 1. 第7期における総資産額及び純資産額の増加は主に、株式会社ティファレトの完全子会社化による増加によるものであります。
2. 第9期における純資産額の増加は主に、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めたことによる増加によるものであります。
3. 当社は、2020年8月13日取締役会決議により2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。また、2023年4月26日開催の取締役会決議により、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないので記載しておりません。第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第8期及び第9期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第5期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、第8期及び第9期の株価収益率は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(アルバイト)の年間平均雇用人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	1,355,691	2,118,367	3,294,614	3,106,963	782,631
営業収益 (千円)	-	-	-	-	975,120
経常利益又は経常損失() (千円)	72,507	160,915	445,929	210,706	338,111
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	66,006	127,790	79,386	278,720	240,467
資本金 (千円)	95,500	471,275	471,573	471,605	613,125
発行済株式総数 (株)	860,000	4,937,500	4,939,205	4,939,380	10,072,890
純資産額 (千円)	279,734	1,159,075	1,238,887	960,230	1,468,612
総資産額 (千円)	517,728	1,585,960	3,423,031	3,527,542	3,795,784
1株当たり純資産額 (円)	32.53	117.37	125.42	97.20	143.55
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	7.68	14.74	8.03	28.22	24.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	14.73	7.96	-	23.05
自己資本比率 (%)	54.0	73.1	36.2	27.2	38.1
自己資本利益率 (%)	25.4	17.8	6.6	-	20.0
株価収益率 (倍)	-	71.8	60.0	-	30.7
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	38 〔4〕	50 〔3〕	72 〔4〕	72 〔2〕	23 〔-〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- (-)	- (-)	51.9 (112.7)	65.1 (110.0)	79.4 (141.1)
最高株価 (円)	-	1,242 (2,484)	1,153 (2,305)	980 (1,960)	2,170
最低株価 (円)	-	867 (1,734)	459 (918)	261 (522)	552

(注) 1. 当社は、2023年4月1日付で会社分割を行い、持株会社へ移行いたしました。これにより第9期の経営成績等は、第8期以前と比較して大きく変動しております。

2. 2020年3月27日定時株主総会決議により、2020年3月30日付で第三者割当増資、2020年8月13日取締役会決議により、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割及び2020年12月24日新規上場に伴う増資を行っております。また、2023年4月26日開催の取締役会決議により、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は10,072,890株となっております。

3. 当社は、2020年8月29日付で株式1株につき5株の割合で、2023年5月18日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第5期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、第8期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。当社は、2020年12月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 自己資本利益率について、第8期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第5期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、第8期の株価収益率は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。配当性向について、第8期は当期純損失のため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の〔 〕内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間平均雇用人員数であります。
9. 第5期及び第6期の株主総利回り及び比較指標については、2020年12月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第7期以降の株主総利回り及び比較指標については、第6期末を基準として算定しております。
10. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しており、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2020年12月24日に同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2015年5月	東京都渋谷区に株式会社東京通信を設立し、スマートフォンメディア事業（現メディア事業）を開始
2017年7月	東京都渋谷区恵比寿南にBASE Partners有限責任事業組合（連結子会社、現TT1有限責任事業組合）を設立し、投資事業を開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年4月	事業ポートフォリオの拡充を図るため、株式会社ティファレトを完全子会社化し、プラットフォーム事業を開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年6月	株式会社Digital Vision Industries及び株式会社METAVERSE A CLUBを設立し、デジタルサイネージ事業及びメタバース事業を開始
2022年9月	事業ポートフォリオの拡充を図るため、株式会社シーカーズポートを設立
2022年11月	東京都港区に本社を移転
2023年4月	持株会社体制へ移行し、商号を株式会社東京通信から株式会社東京通信グループに変更
〃	株式会社サイバーエージェントから「SATORI電話占い」を事業譲受
2023年12月	Seesaa Vietnam co., Ltd.を完全子会社化し、商号をTT TECH COMPANY LIMITEDに変更
〃	株式会社テトラクローマを完全子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用会社1社で構成され、当社グループのセグメントは、メディア事業、プラットフォーム事業及びその他で構成されております。なお、その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分はセグメントと同一の区分であります。

なお、当社グループは純粋持株会社体制への移行とパーパスの制定に合わせて事業区分の見直しを行い、当連結会計期間より報告セグメントを変更することいたしました。

従来の「インターネットメディア事業」と「インターネット広告事業」を「メディア事業」に統合し、「プラットフォーム事業」と2つの報告セグメントに変更いたしました。各セグメント情報の前期比較につきましては、前期の数値を変更後の区分方法により作成した数値で比較しております。

セグメント区分	主要な会社	事業概要
メディア事業	株式会社TT 株式会社テトラクローム MASK合同会社 inQ合同会社 Babang I da合同会社 fty合同会社	アプリ、メディアの運用・管理
	株式会社デジタルプラント	広告主と媒体のリレーション業務
プラットフォーム事業	株式会社ティファレット	電話占いサービスの企画・運営
	株式会社パルマ	ヘルステックサービス、エンタメテック企画・運用
その他	株式会社METAVERSE A CLUB	メタバース等仮想空間へのコンテンツ提供
	(持分法適用関連会社) 株式会社アミザ	メタバースプラットフォームの企画・開発
	株式会社Digital Vision Industries	法人顧客、商業施設へのデジタルサイネージ等の販売
	株式会社シーカーズポート	人材サービスメディア「Seekers Port」の企画・運営
	TT TECH COMPANY LIMITED	アプリの企画・開発
	株式会社TeT	ファンクラブサービスの企画・運営
	東京通信キャピタル合同会社 TT 1 有限責任事業組合 BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合	投資関連事業

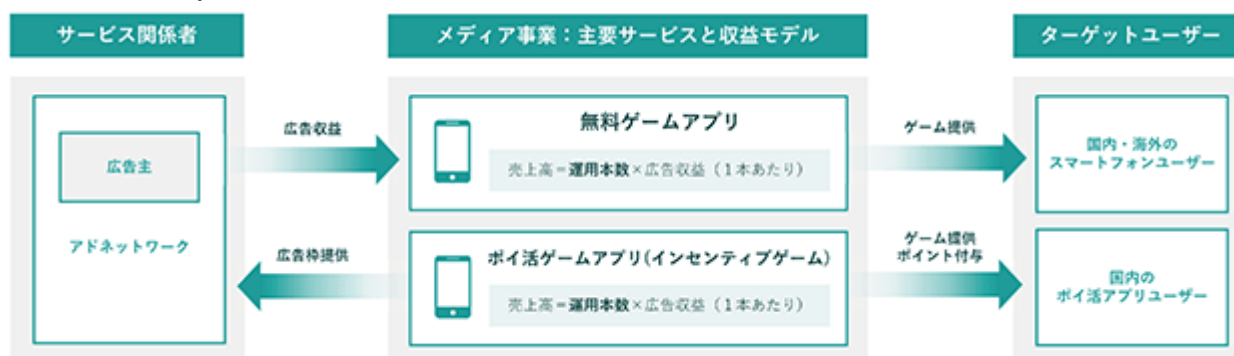
(1) メディア事業

メディア事業は、主にスマートフォン向けのアプリメディアを企画・開発し、広告収益を得る事業を展開しております。主要なサービスとして、無料ゲームアプリ（国内・海外向けカジュアルゲームアプリ、ハイパーカジュアルゲームアプリ等）及びポイ活ゲームアプリ（インセンティブゲーム）に加え、ゲーム開発のノウハウを活かしてNintendo Switch™ 配信有料ゲーム も手掛けております。

無料ゲームアプリ及びポイ活ゲームアプリ

無料ゲームアプリは、アプリ内の一部スペースを広告枠として、広告主へアドネットワークを介し提供することでユーザーのクリック数等を獲得し、広告収益を得る収益モデルになります。主なゲームタイトルは、カジュアルゲームアプリの「ハッピーベイビー」やハイパーカジュアルゲームアプリの「Hoarding and Cleaning」です。

ポイ活ゲームアプリは、無料ゲームアプリのビジネスモデルにポイント獲得機能を加えることで、無料ゲームアプリのターゲットユーザー以外のユーザー層にアプローチしております。主なゲームタイトルは、「トクトクソリティア」です。



Nintendo Switch™ 配信有料ゲーム

Nintendo Switch™ 配信有料ゲーム は、特定のゲームプラットフォーム専用のゲームタイトルを提供し販売収益を得る収益モデルになります。オリジナルゲームタイトルの他、当社グループが過去にリリースした無料ゲームアプリの移植展開等を進めております。主なゲームタイトルは、「意味がわかると怖いミステリー」です。

「Nintendo Switch」は、任天堂株式会社の商標です。



(2) プラットフォーム事業

プラットフォーム事業は、ユーザーとそのニーズを満たすサービス関係者をつなぐプラットフォームを構築し、従量課金や定額課金で収益を得る事業を展開しております。主要なサービスとして、電話占いサービス、ヘルステックサービス及びエンタメテックサービスを提供しております。

電話占いサービス

電話占いサービスは、恋愛、仕事及び人生に関する悩みを抱えるユーザーと、経験豊かな鑑定師を専用サイト上でマッチングする電話占い「カリス」・「SATORI電話占い」の運営を行っております。

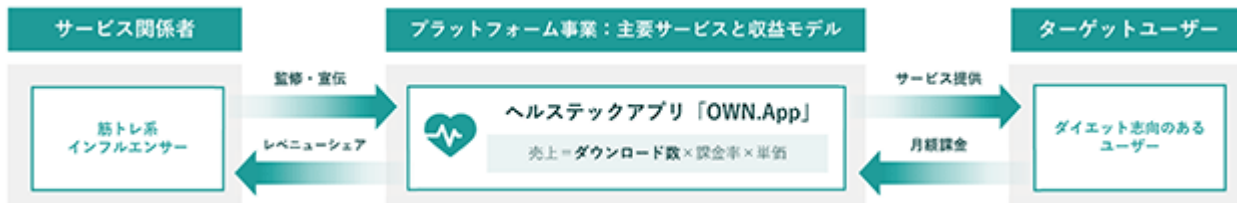
ユーザーが約300名の鑑定師の中から相談内容に適した鑑定師を選択し、通話時間に応じた支払を行う従量課金型の収益モデルとなっております。

また、CtoC及びBtoCスキルシェア市場でのシェア拡大を目的とし、電話占いサービスの派生展開として「恋愛相談METHOD」も運営しております。



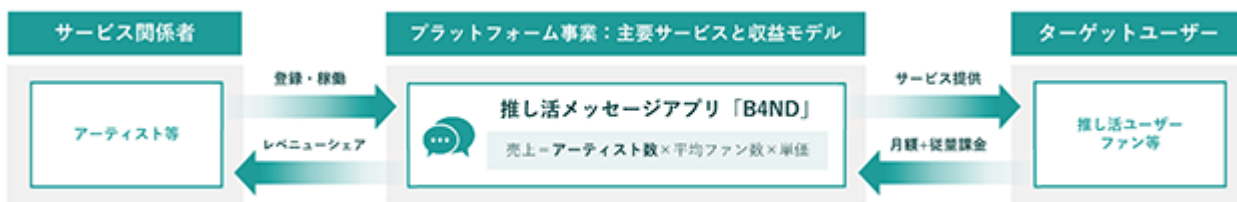
ヘルステックサービス

ヘルステックサービスは、健康管理、トレーニング、自社開発のプロテイン及びサプリメントのEC販売等、ヘルスケア領域における包括的なサービスを提供する「OWN. App」を展開するための企画・運営を行っております。ユーザーがサービスを一定期間利用するための月額課金に加え、ヘルスケアグッズ等の販売による収益モデルとなっております。



エンタメテックサービス

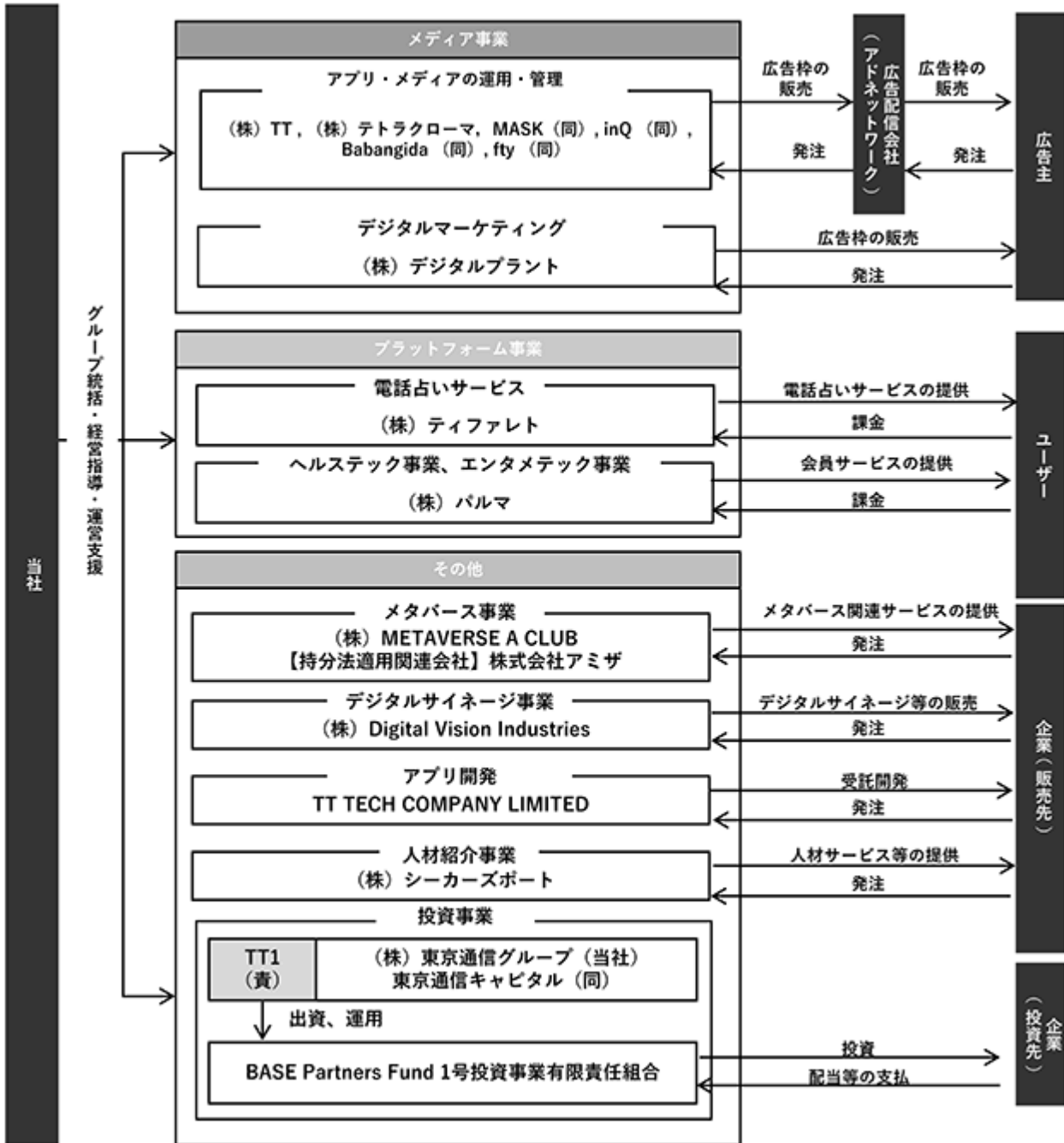
エンタメテックサービスは、アーティストとファンの間において双方向のコミュニケーションを実現する推し活メッセージアプリ「B4ND」の企画・運営を行っております。ユーザーがサービスを一定期間利用するための月額課金に加え、アーティストへの応援アイテム等の販売による収益モデルとなっております。



(3) その他

当社グループのセグメントはメディア事業、プラットフォーム事業及びその他で構成されております。なお、その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。投資事業、メタバース事業、デジタルサイネージ事業及び人材紹介事業等に取り組んでおります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社TT (注) 3、6	東京都港区	90,000	アプリ、メディアの運用・管理 (メディア事業)	100.0	役員の派遣・兼務 経営指導・管理業務の 受託
株式会社テトラクローム (注) 3	東京都文京区	10,000		100.0	資金の借入 債務被保証
MASK合同会社 (注) 5	東京都港区	100		100.0	経営指導・管理業務の 受託
inQ合同会社 (注) 5	東京都港区	100		100.0	経営指導・管理業務の 受託
fty合同会社 (注) 5	東京都港区	100		100.0	経営指導・管理業務の 受託
Babangida合同会社 (注) 5	東京都港区	100		100.0	経営指導・管理業務の 受託
株式会社デジタルプラント	東京都港区	10,000	広告主と媒体のリレーション業務 (メディア事業)	100.0	役員の派遣・兼務 経営指導・管理業務の 受託
株式会社ティファレット (注) 3、6	東京都港区	3,000	電話占いサービスの企画・運営 (プラットフォーム事業)	100.0	役員の派遣・兼務 経営指導・管理業務の 受託 資金の貸借 債務被保証
株式会社パルマ	東京都港区	9,000	ヘルステック事業、エンタメ テック企画・運営 (プラットフォーム事業)	100.0	経営指導・管理業務の 受託
東京通信キャピタル 合同会社 (注) 5	東京都港区	30,000	投資関連事業 (その他)	100.0	業務執行者の派遣 経営指導・管理業務の 受託 資金の貸借
TT1有限責任事業組合 (注) 5	東京都港区	81,000		100.0 (3.1)	業務執行者の派遣 有限責任事業組合出資
BASE Partners Fund 1号 投資事業有限責任組合 (注) 3、5、7	東京都港区	759,000		3.7 (3.7)	投資事業有限責任組合 出資
株式会社Digital Vision Industries	東京都港区	5,000	法人顧客、商業施設へのデジタル サイネージ等の販売 (その他)	100.0	経営指導・管理業務の 受託 役員の派遣・兼務 資金の貸借
株式会社METAVERSE A CLUB	東京都港区	40,000	メタバース等仮想空間へのコン テンツ提供 (その他)	100.0	経営指導・管理業務の 受託 役員の派遣・兼務 資金の貸借
株式会社シーカーズポ ート	東京都港区	5,000	人材サービスメディア「Seekers Port」の企画・運営 (その他)	100.0	経営指導・管理業務の 受託 役員の派遣・兼務 資金の貸借
株式会社TeT	東京都港区	1,000	ファンクラブサービスの 企画・運営 (その他)	51.0	経営指導・管理業務の 受託 役員の兼務 資金の貸借
TT TECH COMPANY LIMITED	ベトナム	37,543	アプリの企画・開発 (その他)	100.0	資金の貸付
(持分法適用関連会社) 株式会社アミザ	東京都千代田区	21,103	メタバースプラットフォームの 企画・開発 (その他)	46.0 (46.0)	役員の派遣・兼務

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」の()内は、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 特定子会社であります。

- 4 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 5 . 議決権がないため、議決権比率に代えて、出資金比率を記載しております。
- 6 . 株式会社TT及び株式会社ティファレットについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

（主要な損益情報等）

株式会社TT

売上高	3,161,483	千円
経常利益	144,596	"
当期純利益	125,466	"
純資産額	847,908	"
総資産額	501,563	"

株式会社ティファレット

売上高	2,011,764	千円
経常利益	448,537	"
当期純利益	280,538	"
純資産額	163,325	"
総資産額	420,708	"

- 7 . BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合は、TT1有限責任事業組合（連結子会社）が無限責任組合員を務めることによる支配力に基づき、連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日 現在

セグメントの名称	従業員数(名)
メディア事業	52 (3)
プラットフォーム事業	26 (7)
その他	27 (-)
全社(共通)	23 (-)
合計	128 (10)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 従業員数欄の()内は外数であり、臨時従業員(アルバイト)の年間平均雇用人員数であります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。
4. プラットフォーム事業の主な増加要因は、業務委託契約を雇用契約に変更したものであります。
5. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末のセグメント別数値は、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日 現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23 (-)	40.8	3.0	7,232

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 従業員数欄の()内は外数であり、臨時従業員(アルバイト)の年間平均雇用人員数であります。
3. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年間給与は、臨時従業員を除く従業員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 従業員数が前期末に比べて大幅に減少しておりますが、その主な理由は、当社が持株会社体制に移行したことによるものであります。
6. 当社は持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「創造によって世界中のエモーショナルを刺激する」というパーパスの実現に向けて、ビジョンに「Digital Well-Being」を掲げ、インターネットを通じて人々の心を豊かにするサービスを創造し続けることによって企業価値の持続的な向上を図っております。世界を代表するデジタルビジネス・コングロメリット経営を追求し、ビジネスモデルの転換や競争力のある新規事業の創出・育成に、臆せず挑戦し続けてまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の最大化のための経営指標として、営業利益及びEBITDAを重視して事業運営を行っております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては前年に続く社会のデジタル化を背景に、2023年は前年比7.8%増の3兆3,330億円となり、継続して成長を続けております。インターネット広告費のうち、インターネット広告媒体費は、地政学的リスクや物価高騰などの影響を受け、企業のマーケティング投資は抑制傾向であったものの、動画サービスにおける利用者数・利用時間が増加したことで、前年比8.3%増の2兆6,870億円となっております^(注)。

このような経営環境の中、中長期的なグループ成長戦略は以下のとおりです。

出所(注)株式会社電通「2023年日本の広告費」

既存事業の安定成長及び更なる収益性の向上

既存事業の競争優位性を維持・向上させるため、人材採用活動を積極化し持続的に成長できる事業基盤を強化してまいります。さらに創業以来、蓄積してきた当社グループのアセットを最大限に活用し、派生プロダクトを市場にリリースすることで、事業の多角化や収益源の拡大を図ってまいります。また、新たな市場での機会を広げたいくため、外部アライアンスを積極的に検討し成長可能性を模索してまいります。

事業創造及び戦略投資によって新たな軸となる事業の獲得

事業創造については、効率性を重視するため事業開発のプロセスを刷新し、成長性の高い事業にはリソースを集中投下し、成長性の低い事業には撤退基準を設けることでスピード感のある事業成長を図ってまいります。さらに、事業責任者や経営者への育成に注力し、次世代のリーダーに早期からイニシアチブが取れる環境を提供することで内部からのイノベーションを促進してまいります。

戦略投資については、M&A、資本業務提携及びベンチャー投資等の多様な投資手法を駆使して事業参入の機会を獲得し、外部からの成長機会を積極的に取り入れてまいります。

事業運営の効率化による投資資金の最大化

投資資金の最大化を目指すため、本社機能を強化しグループ企業間の共通コストを圧縮することでグループ拡大に伴った規模の経済性を実現し、資金の最適化を図ってまいります。また、グループガバナンス体制を強化することによって、事業判断の効率を高め、迅速かつ正確な意思決定を促してまいります。

このように事業運営の効率化によって得られる資金については、成長性のある事業活動に継続的に投下し、さらなる企業価値向上を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

中長期的に成長可能な事業の確立

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、グループ企業各社に対するマネジメントを適切に実行し、グループ企業各社との連携を強化することで各事業の競争力を強化していくことが重要であると考えております。2023年4月には、事業推進における意思決定の迅速化及びグループ経営機能の強化並びに将来を見

据えた経営体制を構築することを目的とし、持株会社体制へ移行いたしました。一層の成長を目指し、グループ経営資源の有効活用とグループシナジーの最大化を図り、中長期的に成長可能な事業の確立に取り組んでまいります。

海外における事業展開の強化

当社グループが中長期的に収益規模の拡大を目指すうえで、国内にとどまらず海外市場に向けた事業展開が重要であると考えております。主力事業であるメディア事業においては、言語に依存せず直感操作で手軽に遊べるアプリケーションの開発を複数手掛けており、さらに世界中のユーザーに親しまれるようサービス向上を目指しております。また、アプリケーション開発事業を展開するベトナム拠点のTT TECH COMPANY LIMITEDを連結子会社化することで、当社グループにおけるエンジニアリソースのシームレスな開発体制を構築しました。本拠点を契機とした海外事業展開に果敢に挑戦してまいります。

事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、特定の事業領域に偏ることのない事業ポートフォリオの形成が重要であると考えております。メディア事業では、ハイパーカジュアルゲームアプリ等への取り組みを積極的に推進する一方で、2023年12月に株式会社テトラクロマを連結子会社化することで新しいテクノロジー及びユーザーの獲得が実現しました。プラットフォーム事業では、既存の電話占いサービスの事業拡大のため「SATORI電話占い」を事業譲受しロールアップが順調に進捗いたしました。さらに新規事業では、推し活メッセージアプリ「B4ND」のリリースに取り組む等エンタメテック事業を開始いたしました。既存事業の事業領域を拡大していくとともに、新規事業開発やM&Aを積極的に実施することで、さらなる成長を図ってまいります。

優秀な人材の確保と育成

他社との競争に負けない独自性のあるサービス提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業ポートフォリオの拡充を目指すためには、専門性に優れた優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。人員計画に基づく採用活動に当たっては、当社グループの経営理念に賛同し、ともに成長しようという意欲と行動力のある人材の確保に努めてまいります。また、社内教育制度の充実を図り、社員の成長をサポートする体制を強化してまいります。

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が重要であると考えております。経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保及び健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に取り組むことに加え、当社に対する株主、顧客、ユーザー及び従業員等の各ステークホルダーからの信頼を確保し、説明責任を果たすことに努めてまいります。

新技術の活用

当社グループが属するスマートフォン向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境のもと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現していくためには、様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。適切なりソース配分のもと、技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材獲得・育成に努めてまいります。

M&Aへの対応

当社グループはデジタル領域における事業ポートフォリオの拡充を行っていく上で、M&Aの機会があった場合には、既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後には、ガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

社会環境の変化に伴い当社を取り巻く環境も変化しており、持続的な成長を実現するために必要となる課題も変化しております。サステナビリティに関連した課題については、取締役会の中で適宜、その内容及び課題に対する取組みについて議論し、対応策の検討を行っております。

(2) 戦略

当社の経営方針・経営戦略等に与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組みのうち、重要なものはありません。

当社は、人的資本経営の重要性を認識しております。人材の育成及び定着、成長戦略の推進に向けた多様な人材の確保が中長期的な企業価値の向上に必要であると考えており、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する取組みを推進してまいります。

具体的には、人材育成に関しては、定期的な役職者向けの階層別研修を通してモチベーションの向上や能力開発に取り組んでまいります。また、社内環境整備に関しては、スライドワーク制等により柔軟な働き方を可能とするとともに、各種福利厚生制度の拡充など、多様な人材が健康で、モチベーション高く、やりがいをもって働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

(3) リスク管理

取締役会及びコンプライアンス委員会において、具体的な執行内容の決定と進捗管理が行われ、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行っております。各部門においては、決定された事項、具体的な施策及び効率的な業務の執行と進捗の報告が行われておりリスクに応じた適切な対応を行っております。

(4) 指標及び目標

当社では上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、管理職に占める女性労働者の割合を指標として用いておりますが、現状サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、当該指標に関する目標は定めておりません。当社の事業環境の変化や年次で行っているリスク項目の見直しにおいて必要と認められた場合には、適時に必要な指標及び目標等を定めるものとしております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスク

業界動向について

a インターネット関連市場について

これまで、当社グループの属するインターネット関連市場は、インターネット利用者並びにインターネット広告の増加、スマートフォン端末等の新デバイスの普及、及びSNS等の増加により高成長を続けてまいりました。このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、国内外における同市場において市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

b スマートフォン関連市場について

当社グループは、スマートフォン関連市場の継続的拡大が事業展開の基本条件であると考えておりますところ、2022年のスマートフォンを保有する世帯の割合は90.1%となっており^(注)、今後もより快適なスマートフォン利用環境が整い、スマートフォン関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。しかしながら、今後、新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向等、当社の予期せぬ要因によりスマートフォン関連市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 総務省「通信利用動向調査(令和4年調査)」

c インターネット広告市場について

インターネット広告市場は拡大傾向にあり、このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、当該市場は企業の景気動向に敏感であり、今後、急激な景気変化等により、インターネット広告の需要に影響が及び可能性があります。また、インターネット広告は、今後も他の広告媒体との競争状態が継続していくものと考えられることから、これらの競争状態に変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

d 技術革新への対応

当社グループのサービスはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、変化の激しい業界となっております。当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また関連する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、これらの知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費等の支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

開発・動作環境などの大幅な技術革新について

開発言語、OS等の開発環境、データベース等のバージョンアップ、生産・供給中止があった場合や、めざましい技術革新があった場合に、対応が遅れ、当社グループの製品が適切に順応できなければ、その内容によっては当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合について

当社グループは、メディア事業においてはマーケティングノウハウの活用、プラットフォーム事業においてはユーザーのニーズに沿ったサービスの改善及び新規機能の開発等により、競争力の向上を図っておりますが、当社グループと同様のサービスを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外拠点拡大について

当社グループは事業を拡大するためにベトナム社会主義共和国（ベトナム）に拠点を持ちましたが、ベトナムにおける政治や法環境の変化、労働力の不足、ストライキ、経済・社会状況の変化など、予期せぬ事象によりグローバル展開に問題が生じる可能性があります。これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に係るリスク

海外での事業展開について

当社グループは、スマートフォンの特徴を活かし、当社グループのゲームアプリを海外で展開しております。海外においてはユーザーの嗜好及び法令等が本邦と大きく異なることがあるため、対象地域に応じたローカライズ及びカルチャライズに努め、また、各種外部専門機関の協力を得る等、当該リスクの低減のための施策を行っております。しかしながら、現地ユーザーの嗜好へ十分な対応が図られなかった場合や予測困難なビジネスリスクや法規制等によるリスクが生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ユーザーの嗜好の変化について

当社グループが開発・運営するプロダクトにおいては、ユーザーの嗜好の変化が激しいと考えております。これらの変化に対応すべく事業運営を行うことに努めておりますが、ユーザーのニーズに対応するコンテンツの開発・導入が何らかの要因により困難となった場合には、想定していた広告収益が得られない可能性があります。その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ブランドのイメージ悪化によるリスクについて

当社グループが展開する電話占いサービス及び恋愛相談サービスでは、電話相談を行う鑑定師や鑑定師が所属する事務所と業務委託契約を締結しております。また、当社グループが提供するメッセージアプリサービス及びファンクラブサイトではアーティストが所属する芸能事務所と業務委託契約を締結しております。鑑定師やアーティストのブランドイメージの悪化につながる事象が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動について

当社グループ事業において、新規ユーザーの獲得は非常に重要な要素であり、広告宣伝活動を積極的に実施しユーザー数の増加を図っております。ユーザー獲得効率化のために、都度、最適な施策を実施しておりますが、必ずしも当社グループの想定どおりに推移するとは限らず、期待どおりの効果が得られない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

投資事業について

当社グループでは、投資事業を通して、投資実行先を未上場会社とした株式投資を行っております。

投資実行先選定にあたっては当該企業の事業計画等詳細なデューデリジェンスを行うとともに、投資実行後においても定期的・継続的モニタリングを行っておりますが、投資先企業の業績状況等に起因する株式価値の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

終了又は譲渡等した事業について

当社グループにおいて過去に運営し、終了又は他社に譲渡等した事業において、違法行為、不正行為その他の不適正な行為や認識していない債務等があったことが発覚した場合、当社グループが当該行為・債務等の法的責任を問われたり、損失が発生したりする可能性があります。また、法的責任等を問われない場合においても、当社グループに対する信用及びブランドイメージの低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織に係るリスク

人材の確保及び育成について

当社グループが継続的にユーザーに支持されるサービスを提供していくためには、優秀な人材の確保及び育成が極めて重要な要素であると考えており、対外的な人材獲得及び社内の人材育成に加え、人材流出を防止するための環境整備に取り組んでおります。他方、当社グループの属するIT業界においては、人材獲得競争が非常に激しいことから、必要な人材を適時に十分確保できない場合や当社グループの優秀な人材が流出してしまった場合には、今後の事業展開に制約が加えられることとなり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、及び健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と考えており、内部管理体制の充実に継続的に努めております。

しかしながら、事業の急速な拡大等の理由により、内部管理体制の構築の十分性が確保できない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社グループは、小規模組織であり、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の業務拡大に応じた人員増強や従業員の育成により、内部管理体制の一層の充実を図っておりますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

持株会社としてのリスク

当社グループは2023年4月より持株会社体制へ移行いたしました。適切な経営資源配分、グループ戦略の見直し及びグループ会社の監視・監督等といった持株会社統治、グループ管理の効果が十分発揮されなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、持株会社の収入の大部分は、当社が直接保有している子会社からの経営指導料、業務受託料、受取配当金であります。子会社が十分な利益を計上できない場合は、当社に対する配当金を支払えなくなる可能性があります。

(4) 法的規制に係るリスク

コンプライアンス体制について

当社グループは、特定商取引に関する法律や不当景品類及び不当表示防止法をはじめとする各種法令、規制等に違反しないよう、コンプライアンス体制の強化を進めておりますが、業務遂行にあたり不適正な行為、若しくは倫理に反する行為等が発覚した場合、当社グループへの信用低下や損害賠償請求等の金銭補償等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社グループは、当社グループの提供するサービスの遂行過程において、個人情報を取得する場合があります。当社グループでは、「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程及び人的・物的管理体制を整備のうえ、個人情報の厳正な管理を行っております。しかしながら、このような対策に関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

公序良俗に違反する広告及びサイトに対する対応について

当社グループが運営するスマートフォンアプリは、アドネットワークを含む広告代理店（以下「広告代理店等」という）へ広告の掲載を委託しており、広告の内容や広告のリンク先については広告代理店等の裁量に委ねる部分が多く、公序良俗に反する広告が掲載されてしまう可能性があります。当社グループといたしましては、社内にて広告掲載基準を設けるなど、広告及びリンク先のサイトの内容についての管理を実施するとともに、当社グループの社員が定期的に既に掲載されている広告及び広告のリンク先サイトを巡回し、広告掲載基準の遵守状況を監視しております。広告掲載基準に違反する行為が発見された場合には、警告や契約解除等の措置をとる

こととしております。

しかしながら、広告代理店等又は広告主若しくはアフィリエイトサイトが公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供を当社の意図に反して継続した場合、法令違反に至らない場合であってもレピュテーションの低下を招き、もって当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、知的財産に関するチェック体制を整備することにより常時十分な注意を払うとともに、案件によっては顧問弁護士や弁理士等に調査を依頼しております。しかしながら、今後、当社グループが属する事業分野において第三者の権利が成立し、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを提起される若しくは権利に関する使用料等の対価の支払が発生する等の場合、又は当社グループの知的財産が侵害された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材紹介業について

当社グループが展開する事業の一部において「職業安定法」に基づく有料職業紹介事業許可を取得して事業を運営しております。当社グループでは法令遵守を徹底し、当該法的規制等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、何らかの理由により業務の全部もしくは一部の停止処分を受けた場合など、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループが保有している有料職業紹介事業許可の許可番号等は以下のとおりであります。

所轄官庁等	許認可等の名称	許可番号	取得年月	有効期限
厚生労働省	有料職業紹介事業許可	13-コ-314842	2023年1月	2025年12月

(5) その他

システム障害について

当社グループの事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含みます。）等によって通信ネットワークに障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与えます。また、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ対策を講じることにより外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムに障害が発生した場合や、コンピュータ・ウイルス等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与えます。

自然災害、事故、及び感染症等について

大地震や台風等の自然災害が生じた場合、当社グループ設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して、当社グループでは、感染防止対策を徹底し従業員の安全確保に努めるとともに、感染者が発生した場合の対応を検討する等、危機管理の徹底に取り組んでおり、本書提出日現在において事業への直接的な影響は生じておりません。一方、新型コロナウイルス感染症が想定を上回る規模で拡大・蔓延し経済活動の停滞が長期化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

多額の借入金及び財務制限条項への抵触のリスクについて

当社グループの借入金のうち、融資契約に基づく借入金については、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金が必要になり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

減損損失のリスクについて

当社は、株式取得による会社の買収に伴いのれん等の計上をしております。今後、当初の想定に比べ事業展開が計画どおり進まない場合には、のれん等の減損処理を行うことにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業及び業容拡大について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、今後も引き続き、積極的に新規事業・サービスに取り組んでいく方針であります。新規事業・サービスについては、企画段階・開発段階にて十分なモニタリングを実施するとともに、事業ポートフォリオのバランスを図ることでリスク低減を行っておりますが、不確定要素が多く存在し、新規事業・サービスの展開が想定どおりの進捗を見せない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新規事業への取り組みに付随したシステム投資・広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

M&A及び資本業務提携による事業拡大について

当社は、既存事業の強化や新たな事業領域への進出において、M&A及び資本業務提携は有効手段の1つであると考えております。M&A等の実施に際しては、外部専門家の協力を仰ぎながら対象企業に対する詳細なデューデリジェンスを実施し、様々なリスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、これらM&A及び資本業務提携は当初の予定どおり進捗できる保証がなく、当初期待した効果が得られず戦略目的が達せられない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの提供したサービスの不備等に起因して、訴訟の提起を受ける可能性があります。当該訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

株式価値の希薄化について

当社では、インセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しており、当社グループの一部の役職員に対して新株予約権を付与しており、今後においてもストックオプション制度を活用する可能性があります。

これらの新株予約権が行使された場合、又は今後新たに新株予約権の発行が行われ、当該新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

また、新規事業やM&Aを推進していく中で、資金需要の増加が生じた場合、株式発行による資金調達を行う可能性があります。その場合、当社の普通株式の発行済株式数が増加することにより、株式価値が希薄化し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限や入国規制が緩和され、経済活動の正常化に向けた動きがみられております。一方、世界的な資源価格の高騰や円安による物価上昇により、依然として国内外における経済の先行きは不透明な状態が続いております。

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては前年に続く社会のデジタル化を背景に、2023年は前年比7.8%増の3兆3,330億円となり、継続して成長を続けております。インターネット広告費のうち、インターネット広告媒体費は、地政学的リスクや物価高騰などの影響を受け、企業のマーケティング投資は抑制傾向であったものの、動画サービスにおける利用者数・利用時間が増加したことで、前年比8.3%増の2兆6,870億円となりました。（¹）

このような事業環境の中で、当社グループは、世界を代表するデジタルビジネス・コングロマリットになることを目指すために、パーパス（わたしたちの存在意義）の「創造によって世界中のエモーショナルを刺激する」という理念の下、人々の心を豊かにするサービスを創造し続けるデジタルサービスの提供を中心とした事業活動を推進しております。

当連結会計年度において、メディア事業では、グローバル向けコンテンツであるハイパーカジュアルゲームアプリやポイ活ゲームアプリ（インセンティブゲーム）が引き続き好調に推移しております。プラットフォーム事業では、株式会社ティファレットが運営している電話占い「カリス」、「SATORI電話占い」が堅調に推移いたしました。また、当連結会計年度に連結子会社化したベトナム拠点のTT TECH COMPANY LIMITEDによって、当社グループにおけるエンジニアリソースの共有化によるシームレスな開発体制が構築され、各事業部のプロダクト開発が迅速化しております。

一方、事業拡大のため採用活動の強化による人件費の増加、M&Aや新規事業開発の積極的な推進によるコンサルティング費用やのれん償却費が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は62億19百万円（前期比22.6%増）、営業損失は1億33百万円（前期は営業損失54百万円）、経常利益は3億57百万円（前期は経常損失45百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億4百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2億65百万円）、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は2億10百万円（前期比33.8%減）となりました。

(¹) 出所 株式会社電通「2023年日本の広告費」

なお、当社グループは持株会社体制への移行とパーパスの制定に合わせて事業区分の見直しを行い、当連結会計年度より報告セグメントを変更することいたしました。

従来の「インターネットメディア事業」と「インターネット広告事業」を「メディア事業」に統合し、「プラットフォーム事業」と2つの報告セグメントに変更いたしました。各セグメント情報の前期比につきましては、前期の数値を変更後の区分方法により作成した数値で比較しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業の当連結会計年度におきましては、ハイパーカジュアルゲームアプリにおいて「Hoarding and Cleaning」が継続して好調であることに加えて、ポイ活ゲームアプリ（インセンティブゲーム）等の新規タイトルの運用開始によって、収益貢献している運用タイトルが漸増し、重要指標である運用本数（²）は384本となり目標を達成いたしました。また、2023年12月に連結子会社化した株式会社テトラクロマによって、同事業における新しいテクノロジー及びユーザーの獲得が実現いたしました。なお同社の買収に伴う諸費用が同事業に織り込まれております。

以上の結果、売上高は40億47百万円（前期比23.8%増）、セグメント利益は3億29百万円（同2.9%増）となりました。

(2) 運用本数とは、広告出稿による運用を伴うスマートフォンアプリ及び、家庭用ゲーム機向けの有料ゲームコンテンツの1月当たりの平均本数としております。なお、当該年度より集計方法に家庭用ゲーム機向けの有料ゲームコンテンツを含めておりますので、前期比は記載していません。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業の当連結会計年度におきましては、主力事業である電話占いサービスが引き続き堅調に推移しております。特に既存事業である電話占い「カリス」が好調であることに加えて、2023年4月に株式会社サイバーエージェントより事業譲受した「SATORI電話占い」が収益貢献いたしました。重要指標である電話占いの鑑定回数は、292千回(前期比11.9%増)となりました。

以上の結果、売上高は20億91百万円(前期比17.6%増)、セグメント利益(営業利益)は、2億円(同27.8%増)、EBITDA(営業利益+のれん償却費+減価償却費)は、5億9百万円(同10.7%増)となりました。

(その他)

その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。メタバース事業、デジタルサイネージ事業、人材紹介事業、投資事業及び新規事業開発等に取り組んでおります。

デジタルサイネージ事業においては、大手自動車販売店への継続的な卸売りにより収益貢献いたしました。

また、投資事業においては、連結子会社のBASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合における投資有価証券の売却等による収益が発生いたしました。

一方、積極的な新規顧客開拓、新規事業開発のための人件費、広告費の増加により営業利益は減少いたしました。

以上の結果、その他セグメント合計の売上高は80百万円(前期比282.6%増)、セグメント損失は2億5百万円(前期はセグメント損失97百万円)となりました。

財政状態

当連結会計年度末における財政状態は、資産が49億74百万円(前期末比28.1%増)、負債が32億29百万円(同7.5%増)、純資産は17億44百万円(同98.5%増)となりました。

資産の主な増減要因は、現金及び預金が5億37百万円、投資有価証券が3億42百万円及びのれんが1億12百万円増加した一方、償却により商標権及び顧客関連資産が1億72百万円減少したことによるものであります。

負債の主な増減要因は、未払金が1億51百万円及び転換社債型新株予約権付社債が1億94百万円増加した一方、返済により長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が99百万円減少したことによるものであります。

純資産の主な増減要因は、資本金が1億41百万円、資本剰余金が1億42百万円及び非支配株主持分が7億64百万円増加した一方、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が2億4百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ現金及び現金同等物が5億4百万円増加及び新規連結に伴う現金及び現金同等物が33百万円増加したことにより、14億36百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、前連結会計年度末に比べ3億2百万円減少の45百万円の資金流出となりました。これは主に、投資有価証券売却損益5億49百万円、法人税等の支払額1億93百万円及び和解金の支払額が30百万円あった一方、減価償却費及びのれん償却額が3億44百万円及び税金等調整前当期純利益3億60百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、前連結会計年度末に比べ5億円増加の1億93百万円の資金流入となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入6億円があった一方、投資有価証券の取得による支出99百万円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出2億31百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、前連結会計年度末に比べ3億19百万円増加の3億55百万円の資金流入となりました。これは、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入2億99百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1億76百万円及び長期借入れによる収入2億25百万円があった一方、長期借入金の返済による支出3億43百万円があったことによるものであります。

生産実績

当社グループの提供する事業の性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

受注実績

当社グループの提供する事業の性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
メディア事業	4,047,200	123.7
プラットフォーム事業	2,091,819	117.6
その他	80,232	378.8
合計	6,219,251	122.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
AppLovin Corporation	747,243	14.7	1,054,462	17.0
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	776,233	15.3	1,008,997	16.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

のれん、顧客関連資産及び商標権の評価

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載されているとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりです。

財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

当社グループにおける主な資金需要は、業容拡大のための人件費、サービスの品質向上のための開発費、広告宣伝費であります。財源につきましては、事業収益から得られる資金、金融機関からの借入、資本政策に基づく資金調達を基本として、流動性を適切にコントロールしております。

5 【経営上の重要な契約等】

スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する規約	1年間（1年毎の自動更新）
Google LLC	Google Play デベロッパー販売/配布契約	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する規約	契約期間は定められておりません。

アフィリエイト広告に関する広告主との規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社フジテレビジョン	株式会社デジタルプラント（旧テクノロジーパートナー）利用規約	アフィリエイト広告掲載サービスの提供に関する規約	契約期間は定められておりません。

資金の借入

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社みずほ銀行	金銭消費貸借契約証書	株式会社ティファレット株式の買収資金を資金用途とする借入契約	2021年3月31日から2026年3月31日まで
株式会社みずほ銀行	特別当座貸越約定書	当座貸越取引契約（借入極額を増額変更）	2021年8月31日から1年間（1年毎の自動更新）
株式会社りそな銀行	金銭消費貸借契約証書	株式会社ティファレット株式の買収資金を資金用途とする借入契約（一部借換え）	2022年6月30日から2026年6月30日まで
株式会社りそな銀行	当座勘定貸越約定書	当座貸越取引契約	2022年6月30日から1年間（1年毎の自動更新）
株式会社りそな銀行	金銭消費貸借契約証書	株式会社テトラクローマ株式の買収資金を資金用途とする借入契約	2023年11月30日から2028年11月30日まで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の総額は37,683千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) メディア事業

当連結会計年度における設備投資等の総額は10,905千円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) プラットフォーム事業

当連結会計年度における設備投資等の総額4,026千円であります。その内容は、主に新規事業によるソフトウェアの取得であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他

当連結会計年度における設備投資等の総額は18,611千円であります。

(4) 全社共通

当連結会計年度における設備投資等の総額は4,140千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	本社 設備	33,577	8,958	4,227	46,763	23

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 事業所は賃借しており、年間賃借料は69,536千円です。また、当該本社事務所の一部を子会社等に転貸しております。

(2) 国内子会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、器具 及び備品	のれん	顧客関連 資産	ソフトウ ェア及び ソフトウ ェア仮勘定		合計
株式会社TT (東京都港区)	メディア事業	事業 設備	-	8,194	-	-	19,037	27,232	49
株式会社ティファ レット (東京都港区)	プ ラ ッ ト フォー ム 事業	事業 設備	4,184	687	2,788	30,600	3,871	42,130	30
株式会社パルマ (東京都港区)	プ ラ ッ ト フォー ム 事業	事業 設備	-	265	-	-	29,618	29,884	5

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,310,000
計	17,310,000

(注) 2024年3月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より22,690,000株増加し、40,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,072,890	10,073,240	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、単元株 式数は100株であります。
計	10,072,890	10,073,240		

(注) 提出日現在の発行数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第2回新株予約権

決議年月日	2018年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 25 子会社従業員 1 外部協力者 1(注)5
新株予約権の数(個)	6,867 [6,832] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,670 [68,320] (注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	175(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自2020年12月1日 至2030年11月30日(注)6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 175(注)4 資本組入額 88(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記及びにより新株予約権を行使できることを条件に、2020年12月1日、2021年12月1日、2022年12月1日、2023年12月1日、2024年12月1日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」といい、その割合を「ベスティング割合」という。)ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない新株予約権がある場合には、残存する当該新株予約権も全て行使することができるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。
- 4 . 当社は、2020年8月13日付取締役会決議により2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年4月26日付取締役会決議により2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 . 退職等による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社執行役員1名、当社従業員16名、外部協力者1名の合計18名となっております。
- 6 . ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

b. 第3回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(うち社外取締役 1) 当社監査役 3 当社従業員 32 子会社取締役 1(注)5
新株予約権の数(個)	7,576(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 75,760(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自2021年12月1日 至2031年11月28日(注)6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400(注)4 資本組入額 200(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記及びにより新株予約権を行使できることを条件に、2021年12月1日、2022年12月1日、2023年12月1日、2024年12月1日、2025年12月1日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」といい、その割合を「ベスティング割合」という。)ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない新株予約権がある場合には、残存する当該新株予約権も全て行使することができるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。
4. 当社は、2020年8月13日付取締役会決議により2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年4月26日付取締役会決議により2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 5. 退職等による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名（うち社外取締役3名）、当社執行役員1名、当社従業員21名、その他3名の合計29名となっております。
 6. ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

c. 第8回新株予約権

決議年月日	2023年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(うち社外取締役 1) 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	2,200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 220,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,158(注)2
新株予約権の行使期間	2023年8月18日～2033年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,158 資本組入額 579
新株予約権の行使の条件	<p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定される行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記表内「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

d. 第9回新株予約権

決議年月日	2023年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20
新株予約権の数(個)	150(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,188(注)2
新株予約権の行使期間	2025年8月18日～2033年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,188 資本組入額 594
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定される行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記表内「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

a. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2023年4月24日発行）

決議年月日	2023年4月6日
新株予約権の数（個）	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 132,210 （注）1, 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1474.5 （注）2, 4
新株予約権の行使期間	2023年4月24日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1474.5 （注）4 資本組入額 738 （注）4
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2023年4月6日）時点における当社発行済株式総数（4,939,550株）の10%（493,955株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできないものとする。 2. 本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとし、本社債の譲渡には当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（千円）	299,000

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年2月29日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存価額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額
転換価額は2,949円とする。
転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、以下に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 普通株式数} + \frac{\text{交付 株式数} \times \text{1株あたりの 払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}$$

$$\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}$$

時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ ）時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記（ ）の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株

式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

()普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

()時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

()上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{交 付} \\ \text{普 通} \\ \text{株 式 数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{(調整前転換価額 - 調整後転換価額)} \times \\ \text{調整前転換価額により当該期間内} \\ \text{に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

前号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ()株式の併合、資本の減少、合併、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、次の(イ)乃至(ヌ)の内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ)交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株

予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は注2と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転、株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ)承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ)承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ)承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記表内「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(ト)承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ)組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

(ヌ)その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

4. 当社は、2023年4月26日付取締役会決議により2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第4回新株予約権（2023年4月24日発行）

決議年月日	2023年4月6日
付与対象者	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
新株予約権の数（個）	3,902
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 780,400 （注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1474.5 （注）1, 5
新株予約権の行使期間	2023年4月24日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1474.5 （注）5 資本組入額 738 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
取得条項に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年2月29日）現在において、これらの事項に変更はありません。

c. 第5回新株予約権（2023年4月24日発行）

決議年月日	2023年4月6日
付与対象者	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
新株予約権の数（個）	3,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 700,000 （注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1474.5 （注）1, 5
新株予約権の行使期間	2023年4月24日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1474.5 （注）5 資本組入額 738 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
取得条項に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年2月29日）現在において、これらの事項に変更はありません。

d. 第6回新株予約権（2023年4月24日発行）

決議年月日	2023年4月6日
付与対象者	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 400,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,250（注）1, 5
新株予約権の行使期間	2023年4月24日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,250（注）5 資本組入額 1,125（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
取得条項に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年2月29日）現在において、これらの事項に変更はありません。

e. 第7回新株予約権（2023年4月24日発行）

決議年月日	2023年4月6日
付与対象者	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
新株予約権の数（個）	983
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 196,600（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,000（注）1, 5
新株予約権の行使期間	2023年4月24日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,000（注）5 資本組入額 1,500（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
取得条項に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年2月29日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正することができる。ただし、修正後の行使価額が1,809円（以下「下限行使価額」という。ただし、行使価額の調整の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号からにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所グロース市場(以下「グロース市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必

要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交付、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2023年4月6日)時点における当社発行済株式総数(4,939,550株)の10%(493,955株)(但し、行使価額の調整事由が生じた場合は適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、行使価額の調整事由が生じた場合は適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

行使許可

本新株予約権者は、第4回新株予約権を除き、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ第5回乃至第7回新株予約権を行使できる。本行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、第5回、第6回、第7回の順に実施され、本行使許可の対象となった本新株予約権の行使が終了しない限り、新たに本行使許可を行うことはできない。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知する。

行使指示

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができるが、次の場合には当社から本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることができる。

- (1) 東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を100で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることができる。
- (2) 東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を100で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることができる。

上記行使指示を受けた本新株予約権者は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使する。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、本新株予約権者と当社の代表取締役社長CEOである古屋佑樹の資産管理会社である株式会社monolice及び当社の取締役会長である外川穰の資産管理会社である株式会社YSホールディングスが2023年3月16日に締結した株式貸借契約の範囲内(合計350,000株)とし、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)以内に本新株予約権者が既に本新株予約権を行使した株式数は控除する。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできない。

3. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整す

- る。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
4. 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、案分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 新株予約権の取得請求
新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の末日の1ヶ月前(令和7年3月23日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、当該時点から行使期間の満了日までの間いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(「取得価額」)で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求(「取得請求」)することができる。
- 新株予約権者は当社の発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該事由の発生時から行使期間の満了日までの間いつでも、取得請求をすることができる。
- 新株予約権者が取得請求を行ったときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得し、同日、新株予約権者に対して、取得価額の全額を支払うものとする。
5. 当社は、2023年4月26日付取締役会決議により2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. b. ~ d. の新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- ・行使価額等の修正基準については、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直接取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に修正することができる。また、修正頻度については、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことができない。
 - ・行使価額等の下限は1,809円である。割当株式数の上限は2,196,600株(本新株予約権1個につき200株)である。資金調達額の下限については、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限は3,849,000,000円であるが、行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、当該調達資金の額は減少する。
 - ・当社の決定により新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項がある。
- (2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- ・権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容は、注3.に記載のとおり。
 - ・権利の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容は、注4.に記載のとおり。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第4回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年10月1日から 2023年12月31日まで)	第9期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	598
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	119,600
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1474.5
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	176,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	598
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	119,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1474.5
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	176,000

2023年5月18日付の株式分割が当期会計期間の期首に行われたと仮定した数値を記載しております。

第5回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年10月1日から 2023年12月31日まで)	第9期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

第6回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年10月1日から 2023年12月31日まで)	第9期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

第7回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年10月1日から 2023年12月31日まで)	第9期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月30日 (注) 1	5,500	865,500	25,025	120,525	25,025	117,525
2020年8月29日 (注) 2	3,462,000	4,327,500	-	120,525	-	117,525
2020年12月23日 (注) 3	610,000	4,937,500	350,750	471,275	350,750	468,275
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 4	1,705	4,939,205	298	471,573	298	468,573
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 4	175	4,939,380	31	471,605	31	468,605
2023年1月1日～ 2023年1月31日 (注) 4	170	4,939,550	29	471,634	29	468,634
2023年4月24日 (注) 5	35,595	4,975,145	52,484	524,119	52,484	521,119
2023年4月24日 (注) 4	59,800	5,034,945	88,743	612,862	88,743	609,862
2023年5月18日 (注) 6	5,034,945	10,069,890	-	612,862	-	609,862
2023年12月1日～ 2023年12月31日 (注) 4	3,000	10,072,890	262	613,125	262	610,125

- (注) 1. 有償第三者割当 5,500株
発行価格 9,100円
資本組入額 4,550円
割当先 みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合
2. 株式分割 1株あたり5株
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,250円
引受価額 1,150円
資本組入額 575円
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。
6. 株式分割 1株あたり2株
7. 2024年1月1日から2024年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が350株、資本金が30千円及び資本準備金が30千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	23	40	15	34	4,810	4,924	-
所有株式数 (単元)	-	115	4,044	56,850	562	236	38,883	100,690	3,890
所有株式数 の割合(%)	-	0.11	4.02	56.46	0.56	0.23	38.62	100.00	-

- (注) 1. 自己株式198株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に98株含まれております。
2. 「株主数」の「計」の欄には単元未満株式のみ所有の株主数は含めておりません。単元未満株式のみを所有する株主数は259名です。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社トラストホールディングス	東京都港区浜松町2丁目2番15号	4,371,654	43.40
株式会社monolice	東京都港区浜松町2丁目2番15号	780,000	7.74
古屋佑樹	東京都目黒区	420,000	4.16
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	204,800	2.03
SHINOSKAL合同会社	東京都渋谷区恵比寿2丁目28番10号	200,000	1.98
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	199,990	1.98
田村雅司	北海道亀田郡七飯町	84,900	0.84
サンエイト・PS1号投資事業組合	東京都港区虎ノ門1丁目15番7号	75,000	0.74
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	73,409	0.72
村野慎之介	東京都港区	68,946	0.68
計		6,478,699	64.32

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社所有の自己株式198株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,068,900	100,689	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,890	-	-
発行済株式総数	10,072,890	-	-
総株主の議決権	-	100,689	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東京通信グループ	東京都港区 六本木3丁目2番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	198	-	198	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の1つと位置付けております。

当連結会計年度におきましては、当期の業績を踏まえまして誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であり、今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

なお、当社は配当を実施する場合、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の基本機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保及び健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に取り組んでおります。その取り組みの中で、当社に対する株主、顧客、ユーザー及び従業員等の各ステークホルダーからの信頼を確保し、説明責任をよりよく果たすことを目指しております。また、持株会社化に伴い経営の監督と執行の役割分担の明確化のために、執行役員に業務執行の権限を大幅に委譲した上で、取締役会が執行役員の業務執行を監督する体制に移行しました。

当社は、今後も発展ステージに応じ、継続して最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値の最大化に資する取り組みを不断に行ってまいり所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定される機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の確保・向上を目的として、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識するとともに、独立性の高い社外取締役1名及び社外取締役である監査等委員である取締役のみで構成される監査等委員会を設置することにより、経営の監視機能の実効性を図ることができるかと判断し、現状の体制を採用しております。

子会社管理として、関係会社管理規程に則り、各子会社の代表取締役又は取締役には、当社代表取締役社長CEO、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員が就任し、執行役員規程に則り、定期的に執行役員会を開催し、月次の財務数値、予算達成状況及び営業活動状況等の業務執行状況について報告を受け、必要に応じて取締役会又は常務会にて重要事項の決議を実施しております。

また、内部監査室を設置のうえ三様監査を行うことにより、会社法をはじめとする各種関連法令に則った適法な運営を行っております。さらに、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士を含む外部専門家と連携する体制をとっております。

a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち1名、監査等委員である取締役のうち3名が会社法における社外取締役であります。毎月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令又は定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

b 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）、非常勤監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回定時監査等委員会を開催しているほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会及び常務会等の会議体へ出席のうえ意見を述べるとともに、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。

c 常務会

会社の業務執行に関する重要事項について、取締役会のほかに、主に取締役会からの委嘱事項及びその他経営上の重要事項を審議し決定することを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役を除く取締役を構成員とし監査等委員である取締役及び執行役員を出席者（常勤監査等委員である取締役及び執行役員は必ず出席するものとし、非常勤監査等委員である取締役は必要に応じた出席）とする常務会を必要に応じて開催しております。

d コンプライアンス委員会

当社は、各種リスク及びコンプライアンスに係る事項に対し、組織的・計画的に対応することを目的として、代表取締役社長CEO、取締役CFO及び委員長たる代表取締役社長CEOが指名する者で構成され監査等委員

である取締役の出席（常勤監査等委員である取締役は必ず出席するものとし、非常勤監査等委員である取締役は必要に応じた出席）のもと開催されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等のほか、リスク管理の全体的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に取り組んでおります。

e 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

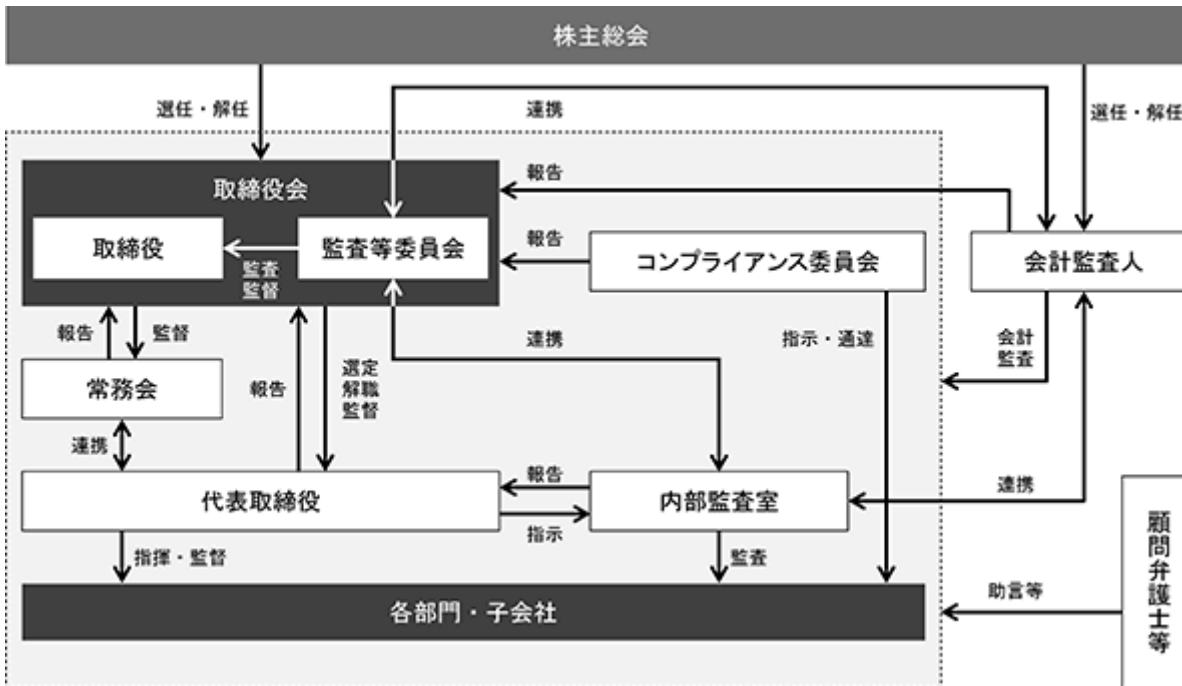
f 内部監査室

当社では、内部監査室を設置しております。内部監査室は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に対し報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

機関ごとの構成員は以下のとおりであります。（ は議長・委員長、 は構成員）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常務会	コンプライアンス委員会
取締役 会長	外川 穰				
代表取締役社長 執行役員CEO	古屋 佑樹				
取締役 執行役員CFO	赤堀 政彦				
取締役 (非常勤)	塚本 信二				
取締役 (常勤監査等委員)	芝崎 香琴				
取締役 (非常勤監査等委員)	高橋 由人				
取締役 (非常勤監査等委員)	串田 規明				

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

イ．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識、モラル等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
- () このコンプライアンス意識の徹底のため、代表取締役社長CEO、取締役CFO及び委員長たる代表取締役社長が指名する者で構成され、監査等委員である取締役の出席（常勤監査等委員である取締役は必ず出席するものとし、非常勤監査等委員である取締役は必要に応じた出席）のもと開催されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス管理者が各事業部門と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施する。
- () 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行うことで、問題の再発防止に努める。
- () 監査等委員である取締役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- () 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性と公正な意思決定を実施する。
- () 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督する。
- () 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- () 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう役員・従業員は行動する。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書をはじめその職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- () 取締役がこれらの文書等を常時閲覧できる環境を維持する。

ハ．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- () リスク管理規程等を策定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めると共に緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク体制を整備する。
- () 当社グループの事業性を踏まえ、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行うものとする。
- () 監査等委員会及び内部監査室は、連携して各部門のリスク管理状況を監査、定期的に、又は必要に応じて、取締役会に報告する。
- () 大規模地震や火災等による当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全に関わる事故の発生、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長CEOを室長とする緊急事態対策室を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図る。

ニ．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会及び常務会を開催し、取締役の情報共有と業務に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- () 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。
- () IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを活用することで、意思決定プロセスの迅速化、簡素化を図る。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- () 当社の内部監査室は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
- () 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告をする事項を定める。

へ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- () 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- () 当該使用人の人事異動及び考課は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

ト．当社取締役、使用人、当社グループ取締役等が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- () グループ会社の役職員は、監査等委員会の要請に応じ、その職務執行に関する事項の報告を行う。
- () グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令若しくは社内ルールの違反を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。
- () 前記報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- () 内部通報制度の運用状況について定期的に監査等委員会に報告を行う。

チ．監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- () 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又はその償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

リ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- () 監査等委員会は、代表取締役及び他の取締役との間で定期的に意見交換を行う。
- () 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、実効的に監査を行うことができる体制を確保する。

b リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの適切な評価をもとに、その回避、軽減、移転その他必要な措置を講じることとしております。

また、「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置し、法令若しくは当社内規程等の違反又はその疑いがあるとの情報に従業員が接した場合、その情報を社内窓口又は社外窓口に通報することができる仕組みを設けております。通報を受けた対応窓口は、事実関係の把握に努め、適時適切に対応することとしております。

c 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、各子会社の役員に当社の役員、執行役員又は従業員を配し、多くの社内規程を準用させることで、当社と同程度の水準の体制整備を実施しております。

また、子会社の事業運営に対する管理機能は全て親会社である当社が担っているほか、当社役員の一部による子会社役員の兼務及び子会社経営会議への当社役員の参加等による統制を行っております。子会社の役員報酬額についても、各事業年度の各子会社の業績に応じて適正な報酬が支払われるよう当社取締役会において審議することとしており、当社グループ全体でのガバナンス体制の強化を図っております。

d 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項及び第2項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにすることを目的とするものであります。

e 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

f 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用、社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としています。なお、保険料は全額当社負担となっております。

g 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当

当社は、機動的な利益還元を行うことを目的に、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議により、毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

h 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11名以内とする旨を定款で定めております。監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款で定めております。

i 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以

上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

j 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款に定めております。

k 支配株主との取引を行う際における少数株主を保護するための方策

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月2回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
古屋 佑樹	26回	26回
外川 穰	26回	26回
赤堀 政彦	26回	26回
塚本 信二	18回	16回
芝崎 香琴	26回	26回
高橋 由人	26回	25回
串田 規明	26回	26回

(注) 塚本信二氏は、2023年4月1日付をもって取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、事業計画・予算の検討のほか、資金調達、新株予約権の発行及び割当て、投融資、子会社管理等について審議いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	外川 穰	1971年12月29日	1994年4月 2000年3月 2000年5月 2003年12月 2015年12月 2017年12月 2022年3月	株式会社博報堂入社 株式会社サイバーエージェント入社 株式会社シーイー・モバイル(現株式会社CAM)設立、代表取締役社長就任 株式会社サイバーエージェント専務取締役就任 当社代表取締役会長就任 basepartners有限責任事業組合(現TT1有限責任事業組合)代表組合員職務執行者就任 当社取締役会長就任(現任)	(注)2	4,371,654 (注)4
代表取締役 社長執行役員 CEO	古屋 佑樹	1986年11月14日	2009年4月 2015年5月	株式会社シーイー・モバイル(現株式会社CAM)入社 当社設立、代表取締役社長就任(現任)	(注)2	1,200,000 (注)5
取締役 執行役員CFO	赤堀 政彦	1985年7月4日	2009年4月 2010年9月 2016年3月 2018年6月 2019年5月 2020年2月 2020年6月 2022年3月 2022年6月 2022年7月	株式会社シーイー・モバイル(現株式会社CAM)入社 セレンディップ・コンサルティング株式会社(現セレンディップ・ホールディングス株式会社)入社 同社取締役就任 株式会社MIEコーポレーション社外取締役就任 株式会社マネジメントソリューションズ入社 元嵩管理顧問股分有限公司監察人 株式会社グローバルウェイ取締役就任 当社取締役就任 株式会社グローバルウェイ取締役(監査等委員)就任(現任) 当社取締役CFO(現任)	(注)2	14,400
取締役 (非常勤)	塚本 信二	1970年12月1日	1993年4月 1999年10月 2003年6月 2007年3月 2012年3月 2015年5月 2019年6月 2022年1月 2023年3月 2023年4月	三井物産株式会社入社 クリティカルパス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント 日本マイクロソフト株式会社入社 マイクロソフトアドバタイジング ジャパンカンントリーマネージャー ライムライト・ネットワークス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント アマゾンジャパン合同会社入社 アマゾンメディアグループ ジャパンカンントリーマネージャー 米ダフル インク設立、ダフル インターナショナルプレジデント アマゾンジャパン合同会社 アマゾン アド ジャパンカンントリーマネージャー アマゾン バイスプレジデント、アマゾン アド アジア太平洋地区統括 米パーセフォニGlobal Chief Commercial Officer 本社最高商務責任者兼アジア太平洋地区プレジデント(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役 (常勤監査等 委員)	芝崎 香琴	1976年6月28日	2000年10月 2006年8月 2016年10月 2018年10月 2022年3月	中央青山監査法人入所 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 芝崎香琴公認会計士事務所代表(現任) 当社監査役就任 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤監査 等委員)	高橋 由人	1940年3月9日	1962年4月 野村證券株式会社入社 1985年12月 株式会社野村総合研究所取締役就任 1994年6月 同社取締役副社長就任 1996年6月 同社顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問就任 (現任) 2000年10月 株式会社ネットプライス(現BEENOS株式会社)監査 役就任 2007年8月 株式会社セレス監査役就任 2015年12月 BEENOS株式会社取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年10月 当社監査役就任 2021年3月 株式会社セレス取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	-
取締役 (非常勤監査 等委員)	串田 規明	1975年11月11日	2004年10月 株式会社シーイー・モバイル(現株式会社CAM)入社 2014年12月 加藤・西田・長谷川法律事務所入所 2017年2月 法律事務所スタートライン代表(現任) 2017年4月 株式会社マクアケ 社外監査役就任 2018年10月 当社監査役就任 2020年12月 株式会社マクアケ取締役(監査等委員)就任(現 任) 2022年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	-
計					5,586,054

- (注) 1. 取締役 塚本 信二、取締役(監査等委員) 芝崎 香琴、高橋 由人及び串田 規明は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の時までであります。
4. 取締役会長外川穰の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社トラストホールディングスが所有する株式数を含んでおります。
5. 代表取締役社長CEO古屋佑樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社monoIiceが所有する株式数を含んでおります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を1名、社外取締役（監査等委員）を3名選任しております。

塚本信二氏は、マーケティング・広告領域における経営・マネジメント経験と豊富な専門知識に基づき、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を120個（新株予約権の目的となる株式の数12,000株）保有しております。また、同氏が保有する会社と当社との間で業務委託契約を締結しておりますが、これ以外に、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

芝崎香琴氏は、公認会計士であり、その経歴を通じて培った財務・会計や内部統制等に関する経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を200個（新株予約権の目的となる株式の数2,000株）保有しておりますが、これ以外に、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

高橋由人氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該見識等をもとに客観的に経営の妥当性を監査し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を100個（新株予約権の目的となる株式の数1,000株）保有しておりますが、これ以外に、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

串田規明氏は、弁護士であり、その経歴を通じて培った企業法務に関する経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を100個（新株予約権の目的となる株式の数1,000株）保有しておりますが、これ以外に、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の状況

監査等委員会は、2024年3月28日現在、社外取締役3名（「(2)役員の状況」参照）で構成されており、うち1名の常勤監査等委員を選任しております。各監査等委員は、監査の方針、計画及び職務の分担に従い、取締役と意思の疎通を図り情報収集し、取締役会を含む重要な会議に出席し、取締役や使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、重要書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。

監査等委員のうち、芝崎香琴氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催いたします。

なお、当事業年度の個々の監査等委員の監査等委員会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
芝崎 香琴	17回	17回
高橋 由人	17回	17回
串田 規明	17回	17回

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画の策定、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、経営に関するリスクマネジメント状況、会計監査人監査の妥当性等について検討を実施いたします。

また、常勤監査等委員は、日常的な経営の監視、社内会議への出席、各部門との面談等により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査等委員への情報共有を行うことで監査機能の充実を図ります。

内部監査の状況

当社では、代表取締役直轄部門である内部監査室(室長・室員 計2名体制)を設置しております。当社では事業年度ごとに年間内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査室による内部監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役社長CEOは監査結果を受け、被監査部門に対し、改善事項の指摘をするとともに、改善の進捗状況を報告させることとしております。

また、これら一連の内部監査状況については四半期ごとに内部監査室長が取締役会へ直接報告を行っております。

さらに、定期的に会計監査人と監査等委員会との情報及び意見交換を四半期ごとに行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

b 継続監査期間

2018年12月期以降

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 中本 洋介

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載していません。

d 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 11名

その他 34名

e 監査法人の選定方針と理由

当社では、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理、当社事業に対する十分な理解、独立性を保持した監査チームの構成可能性、監査報酬の適切性、監査責任者と当社経営者及び監査等委員会との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点で、監査法人の候補の選定、解

任又は不再任を決定する際の方針としております。

有限責任監査法人トーマツは上場準備段階における的確な調査、監査法人としての実績、当社に対する監査体制等を当社の選定方針と合わせて総合的に判断したうえで選定しております。

f 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、監査法人の評価を実施しております。その結果、監査法人の独立性・専門性共に問題はないものと評価しております。

g 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員会の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に上程する方針です。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	35,000	-	45,900	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35,000	-	45,900	-

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（aを除く）

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

c その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬額の算定にあたっては、優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬水準とするとともに、業績を勘案し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬であって、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬とすることを基本方針としております。

当社の取締役報酬の限度額は、2022年3月28日開催の株主総会の決議により年額300百万円以内（監査等委員である取締役を除く。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）、監査等委員である取締役の限度額は、2022年3月28日開催の株主総会の決議により年額20百万円以内と決定しております。その限度額内で、各人の報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における活動内容としては、2024年3月28日開催の取締役会において各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決議し、監査等委員会において各監査等委員である取締役の報酬を監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	81,060	81,060	-	-	7
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	16,140	16,140	-	-	5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式と純投資目的である投資株式の区分について、前者は取引先との取引関係を維持、強化するために保有するもの、後者は投機目的のために保有するものと区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	2	20,000	2	20,000
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)であるBASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合については以下のとおりであります。

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

親会社である当社に準じております。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	18	242,585
非上場以外の株式	-	-

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、監査法人、各種団体が主催する会計に関するセミナー等への出席や専門図書による会計知識のより深い習得、情報の入手に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	898,182	1,436,023
売掛金	2 639,804	2 732,836
貯蔵品	14,168	46,574
その他	136,768	215,355
貸倒引当金	11,879	19,062
流動資産合計	1,677,044	2,411,728
固定資産		
有形固定資産		
建物	36,506	48,132
減価償却累計額	418	4,853
建物（純額）	36,088	43,278
工具、器具及び備品	51,646	57,720
減価償却累計額	27,775	37,451
工具、器具及び備品（純額）	23,871	20,268
車両運搬具	4,604	4,604
減価償却累計額	4,604	4,604
車両運搬具（純額）	0	0
有形固定資産合計	59,959	63,547
無形固定資産		
のれん	660,657	772,839
商標権	741,173	668,863
顧客関連資産	426,274	325,713
ソフトウェア	25,934	70,007
ソフトウェア仮勘定	50,898	11,946
無形固定資産合計	1,904,938	1,849,370
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	362,485
敷金及び保証金	4 164,973	4 167,853
繰延税金資産	35,273	87,973
その他	6 22,517	6 31,550
投資その他の資産合計	242,763	649,862
固定資産合計	2,207,661	2,562,780
資産合計	3,884,705	4,974,509

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)		当連結会計年度 (2023年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		63,199		72,479
未払金		424,349		575,790
1年内返済予定の長期借入金	3,5	339,016	3,5	394,272
未払法人税等		116,550		103,227
契約負債		15,738		42,771
預り金		15,839		26,033
賞与引当金		-		1,200
ポイント引当金		2,720		3,942
偶発損失引当金		54,221		-
その他		17,401		39,573
流動負債合計		1,049,036		1,259,291
固定負債				
長期借入金	3,5	1,515,521	3,5	1,360,360
転換社債型新株予約権付社債		-		194,943
資産除去債務		28,549		28,770
繰延税金負債		412,451		386,200
固定負債合計		1,956,522		1,970,274
負債合計		3,005,559		3,229,565
純資産の部				
株主資本				
資本金		471,605		613,125
資本剰余金		330		142,340
利益剰余金		397,479		192,536
自己株式		171		171
株主資本合計		869,242		947,831
新株予約権		-		22,667
非支配株主持分		9,903		774,444
純資産合計		879,146		1,744,943
負債純資産合計		3,884,705		4,974,509

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
売上高	1	5,071,918	1	6,219,251
売上原価		849,941		1,096,582
売上総利益		4,221,977		5,122,669
販売費及び一般管理費	2	4,276,499	2	5,256,657
営業損失()		54,522		133,987
営業外収益				
受取利息		25		44
為替差益		41,027		6,014
投資有価証券売却益		-		549,437
その他		1,246		4,833
営業外収益合計		42,299		560,330
営業外費用				
支払利息		14,692		14,020
借入手数料		10,193		1,924
資金調達費用		-		21,750
投資事業組合運用損		-		1,718
持分法による投資損失		5,973		8,652
関係会社清算損		-		8,333
和解金		-		8,341
その他		2,001		4,111
営業外費用合計		32,861		68,852
経常利益又は経常損失()		45,084		357,490
特別利益				
関係会社出資金売却益	3	1,764		-
段階取得に係る差益		-		3,484
特別利益合計		1,764		3,484
特別損失				
減損損失	4	44,241		-
偶発損失引当金繰入額	5	54,221		-
特別損失合計		98,463		-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()		141,782		360,974
法人税、住民税及び事業税		199,711		198,294
法人税等調整額		74,141		122,998
法人税等合計		125,569		75,296
当期純利益又は当期純損失()		267,352		285,678
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()		2,096		490,620
親会社株主に帰属する当期純損失()		265,256		204,941

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	267,352	285,678
包括利益	267,352	285,678
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	265,256	204,941
非支配株主に係る包括利益	2,096	490,620

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	471,573	298	662,735	171	1,134,435	-	-	1,134,435
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	31	31			63			63
親会社株主に帰属する当期純損失()			265,256		265,256			265,256
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-		9,903	9,903
連結範囲の変動					-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-	-	-
当期変動額合計	31	31	265,256	-	265,192	-	9,903	255,288
当期末残高	471,605	330	397,479	171	869,242	-	9,903	879,146

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	471,605	330	397,479	171	869,242	-	9,903	879,146
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	141,520	141,520			283,040			283,040
親会社株主に帰属する当期純損失()			204,941		204,941			204,941
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		490			490			490
連結範囲の変動			0		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						22,667	764,540	787,208
当期変動額合計	141,520	142,010	204,942	-	78,588	22,667	764,540	865,796
当期末残高	613,125	142,340	192,536	171	947,831	22,667	774,444	1,744,943

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	141,782	360,974
減価償却費	281,669	238,163
のれん償却額	91,125	106,437
減損損失	44,241	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	9,663	6,418
賞与引当金の増減額(は減少)	-	1,200
ポイント引当金の増減額(は減少)	423	1,222
受取利息	25	44
支払利息	14,692	14,020
為替差損益(は益)	5,883	255
株式報酬費用	-	2,515
持分法による投資損益(は益)	5,973	8,652
借入手数料	10,193	1,924
投資事業組合運用損益(は益)	-	1,718
投資有価証券売却損益(は益)	-	549,437
段階取得に係る差損益(は益)	-	3,484
関係会社出資金売却損益(は益)	1,764	-
子会社清算損益(は益)	-	8,333
売上債権の増減額(は増加)	3,671	62,760
棚卸資産の増減額(は増加)	16,477	36,585
仕入債務の増減額(は減少)	19,687	5,580
和解金	-	8,341
偶発損失引当金の増減額(は減少)	54,221	54,221
未払金の増減額(は減少)	58,483	106,405
その他の資産の増減額(は増加)	21,621	2,835
その他の負債の増減額(は減少)	32,090	43,027
その他	0	591
小計	435,107	193,065
利息及び配当金の受取額	25	44
利息の支払額	11,327	13,744
法人税等の支払額	166,585	193,698
和解金の支払額	-	30,869
営業活動によるキャッシュ・フロー	257,220	45,203

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	46,333	5,712
有形固定資産の売却による収入	-	2,400
無形固定資産の取得による支出	76,479	32,682
投資有価証券の取得による支出	20,000	99,899
投資有価証券の売却による収入	0	600,312
事業譲受による支出	-	³ 40,000
出資金の払込による支出	15,000	-
連結の範囲の変更を伴う関係会社出資金の売却による収入	15,000	-
資産除去債務の履行による支出	27,700	-
投資事業組合からの分配による収入	2,709	-
敷金及び保証金の差入による支出	164,638	132
敷金及び保証金の回収による収入	26,610	183
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	² 231,331
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の取得による支出	1,550	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	307,381	193,138
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入手数料の支払額	10,193	1,924
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	176,350
ストックオプションの行使による収入	63	584
新株予約権の発行による収入	-	21,288
長期借入れによる収入	1,578,675	225,000
長期借入金の返済による支出	1,536,638	343,762
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	299,913
非支配株主からの払込みによる収入	12,000	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	490
連結の範囲の変更を伴わない関係会社出資金の取得による支出	7,500	-
連結範囲の変更を伴わない関係会社株式の取得による支出	-	17,882
非支配株主への清算分配金の支払額	-	4,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,406	355,912
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,883	255
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,870	504,102
現金及び現金同等物の期首残高	906,052	898,182
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	33,738
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 898,182	¹ 1,436,023

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、記載を省略しております。

連結範囲の変更

なお、株式会社TTは新規設立により、また、株式会社テトラクローム及びTT TECH COMPANY LIMITEDは新たに株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2023年4月26日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であったBASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合の運営に係る契約の変更を決議し、2023年5月1日に契約を締結いたしました。これにより、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合に対する業務執行の権限比率が過半数を超えることとなり、当連結会計年度において、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。なお、同組合は当社の特定子会社に該当しております。

当社の100%連結子会社であったTT2合同会社は、2023年4月1日付で当社の100%連結子会社である東京通信キャピタル合同会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また、株式会社ピーカンが会社清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

株式会社アミザ

当連結会計年度より、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合は、運営に係る契約を変更したことにより連結子会社となったため、持分法の適用対象から除いております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

2023年11月1日をみなし取得日として連結子会社化しました株式会社テトラクロームは、当連結会計年度より12月末日に決算期を変更しております。

また、在外連結子会社であるTT TECH COMPANY LIMITEDの決算日は9月30日ではありますが、連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

貯蔵品

貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	1～15年
車両運搬具	3年

工具、器具及び備品	1～15年
無形固定資産	
定額法を採用しております。	
なお、主な償却年数は次のとおりであります。	
顧客関連資産	5年
商標権	12年
自社利用のソフトウェア	5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ポイント引当金	顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（4年～9年）にわたり、定額法により償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業は、国内及び海外向けカジュアルゲームアプリ、ハイパーカジュアルゲームアプリの運用、管理を行う事業であります。主な履行義務は、自社アプリに顧客の広告を掲載することであり、当該アプリ利用者が広告をクリック等した時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しております。

（プラットフォーム事業）

プラットフォーム事業は、電話占い「カリス」及び「SATORI電話占い」の企画、運営を行う事業であります。電話占い「カリス」及び「SATORI電話占い」の主な履行義務は、顧客の依頼により電話占いを行うことであり、当該電話占いが終了した時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(9) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は当連結会計年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(重要な会計上の見積り)

のれん、商標権及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度において連結財務諸表に計上した金額のうち株式会社ティファレットに係る金額は以下のとおり

りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	660,657	569,532
商標権	741,173	668,863
顧客関連資産	426,274	295,113

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2021年12月期において株式会社ティファレトの株式を100%取得し、取得原価の配分を行っております。

当該のれん、商標権及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積り額は、ティファレト社の事業計画に基づいて見積もっております。これには、一定の売上高の成長率等の仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表における、のれん、商標権及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「貯蔵品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた150,937千円は、「貯蔵品」14,168千円、「その他」136,768千円として組み替えております。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
保有する暗号資産	0千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

該当事項はありません。

活発な市場が存在しない暗号資産

	当連結会計年度 (2023年12月31日)	
種類	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
ニッポンアイドルトークン	9,010 千NIDT	0千円

(注) 上記には一部ロックアップ分を含みます。

(連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	600,000 千円	600,000 千円
借入実行残高	- "	- "
差引額	600,000 千円	600,000 千円

2 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
売掛金	639,804 千円	726,436 千円
契約資産	- 千円	6,400 千円

3 財務制限条項

長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金には、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行との間の財務制限条項が付されております。

当該財務制限条項の付された長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	287,560 千円	322,560 千円
長期借入金	1,256,160 千円	1,108,600 千円

・株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における株式会社みずほ銀行との1年内返済予定の長期借入金62,560千円及び長期借入金266,100千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

2021年12月期以降(2021年12月期を含む。)の各決算期末の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における連結の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

2021年12月期以降(2021年12月期を含む。)の各決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合には、当該翌決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となる状態を生じさせないこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末に財務制限条項に抵触しておりません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における株式会社りそな銀行との1年内返済予定の長期借入金225,000千円及び長期借入金702,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。

決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における株式会社ティファレートの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローで除した値を0以上8.0以下に維持すること。

決算期の末日における株式会社ティファレートの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を300百万円以上に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.4%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。当連結会計年度において の条項に抵触しており2023年12月期より上乗せした利率が適用されております。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における株式会社りそな銀行との1年内返済予定の長期借入金35,000千円及び長期借入金140,000千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

2024年12月期以降の各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における連結のEBITDAで除した値を0以上4.5倍以下に維持すること。

2024年12月期以降の決算期の末日における株式会社テトラクローマの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フロ - の金額を35百万円以上に維持し、株式会社東京通信グループに35百万円以上の配当を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.6%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触していません。

4 保証債務等

前連結会計年度（2022年12月31日）

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社及び本社事務所貸貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所貸貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所貸貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

当連結会計年度（2023年12月31日）

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社及び本社事務所貸貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所貸貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所貸貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

5 担保に供している資産及び担保に係る債務

前連結会計年度(2022年12月31日)

担保に供している資産

消去されている連結子会社株式 1,999,999 千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 62,560 千円

長期借入金 328,660 千円

当連結会計年度(2023年12月31日)

担保に供している資産

消去されている連結子会社株式 2,439,409 千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 97,560 千円

長期借入金 406,100 千円

6 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
関係会社株式	602 千円	9,961 千円
関係会社出資金	6,887 千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
広告宣伝費	2,491,642 千円	3,083,080 千円
給与手当	397,867 "	462,833 "

3 関係会社出資金売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
関係会社出資金売却益	1,764 千円	- 千円

4 減損損失

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	44,241

資産のグルーピングの方法

当社グループは、遊休資産については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産のグルーピングを決定しており、本社等については、共用資産としております。

減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、ヘルステックアプリ「OWN.」に関連するソフトウェア資産について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

5 偶発損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

本社移転に伴い、今後子会社のオフィス拠点統合を推進する過程で生じる可能性のある将来の損失に備えて、必要と認められる額54,221千円を合理的に見積り、偶発損失引当金繰入額に計上しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,939,205	175	-	4,939,380

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 175株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	99	-	-	99

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,939,380	5,133,510	-	10,072,890

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 98,565株

株式分割による増加 5,034,945株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	99	99	-	198

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加

99株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第4回新株予約権	普通株式	-	900,000	119,600	780,400	7,413
	第5回新株予約権	普通株式	-	700,000	-	700,000	2,100
	第6回新株予約権	普通株式	-	400,000	-	400,000	200
	第7回新株予約権	普通株式	-	196,600	-	196,600	98
	ストックオプションとしての新株予約権(第8回)	-	-	-	-	-	10,340
	ストックオプションとしての新株予約権(第9回)(注)	-	-	-	-	-	2,515
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	-	203,400	71,190	132,210	-
合計			-	2,620,000	190,790	2,429,210	22,667

(注) スtockオプションとしての新株予約権(第9回)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	898,182千円	1,436,023千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	898,182千円	1,436,023千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社テトラクローマを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社テトラクローマの株式の取得価額と株式会社テトラクローマの株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	402,828 千円
固定資産	19,671 "
のれん	207,433 "
流動負債	81,533 "
固定負債	15,401 "
株式の取得価額	533,000 "
現金及び現金同等物	302,782 "
差引：取得のための支出	230,217 "

(注) 企業結合日における識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分は完了しておりません。よって、上記は暫定的な金額です。

株式の取得により新たにTT TECH COMPANY LIMITEDを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにTT TECH COMPANY LIMITEDの株式の取得価額とTT TECH COMPANY LIMITEDの株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	20,332 千円
固定資産	972 "
のれん	7,754 "
流動負債	29,058 "
株式の取得価額	0 "
現金及び現金同等物	18,886 "
支配獲得日からみなし取得日までの間に実行された貸付金	20,000 "
差引：取得のための支出	1,113 "

3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

流動資産	1,551 千円
のれん	3,431 "
顧客関連資産	36,000 "
流動負債	983 "
株式の取得価額	40,000 "
現金及び現金同等物	- "
差引：事業譲受による支出	40,000 "

4 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	52,484 千円
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本準備金増加額	- "	52,484 "
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債減少額	- 千円	104,969 千円

(リース取引関係)
オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内	122,756 千円	163,675 千円
1年超	300,072 "	136,396 "
合計	422,828 千円	300,072 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金からの充当、銀行等金融機関からの借入れ、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行によっております。また一時的な余資は安全性の高い金融商品で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当社グループの与信管理規程に沿い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握いたしております。外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はほとんど1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引開始時における与信調査、取引開始以降の回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を行っております。敷金及び保証金は、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づきコーポレート統括部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理するとともに、また当座貸越契約枠を主要取引銀行との間に設定して手元流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	164,973	164,657	315
資産計	164,973	164,657	315
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,854,537	1,854,537	-
負債計	1,854,537	1,854,537	-

(注) 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「契約負債」、「預り金」は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年12月31日
投資有価証券	20,000
関係会社株式	602
関係会社出資金(1)	6,887
出資金	15,000
合計	42,490

(1) 当連結会計年度において、持分法による投資損失5,973千円を計上しております。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	167,853	143,224	24,629
資産計	167,853	143,224	24,629
転換社債型新株予約権付社債	194,943	194,943	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,754,632	1,754,569	62
負債計	1,949,575	1,949,513	62

(注) 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「契約負債」、「預り金」は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等(1)	362,485
関係会社株式(1、3)	9,961
出資金(1)	8,020
投資事業有限責任組合への出資金(2)	13,281

(1) 市場価格がないことから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 投資事業有限責任組合への出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 当連結会計年度において、持分法による投資損失8,652千円を計上しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	-	-	-	164,973
合計	-	-	-	164,973

(注)なお上記の敷金及び保証金は「連結貸借対照表関係 3 保証債務等」に記載のとおり代預託契約を行っております。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	3,185	620	-	164,047
合計	3,185	620	-	164,047

(注)なお上記の敷金及び保証金は「連結貸借対照表関係 3 保証債務等」に記載のとおり代預託契約を行っております。

(注2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及び転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	339,016	341,874	492,607	681,040	-	-

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	-	194,943	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	394,272	552,151	730,296	37,609	37,004	3,300

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	164,657	-	164,657
資産計	-	164,657	-	164,657

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	143,224	-	143,224
資産計	-	143,224	-	143,224
転換社債型新株予約権付社債	-	194,943	-	194,943
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	1,754,569	-	1,754,569
負債計	-	1,949,513	-	1,949,513

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額(利率ゼロ)を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

非上場の投資有価証券(連結貸借対照表計上額 20,000千円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額 602千円)、関係会社出資金(連結貸借対照表計上額 6,887千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額 15,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

非上場の投資有価証券(連結貸借対照表計上額 362,485千円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額 9,961千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額 21,301千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
関係会社出資金	15,000	1,764	-
合計	15,000	1,764	-

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
関係会社株式	490	-	-
投資有価証券	600,312	549,437	-
合計	600,802	549,437	-

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	- 千円	2,515千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第2回新株予約権

決議年月日	2018年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 25 子会社従業員 1 外部協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 86,000(注)1
付与日	2018年11月16日
権利確定条件	付与日(2018年11月16日)から権利確定日(2020年12月1日)まで継続して勤務していること及び(注)2.記載事項
対象勤務期間	2018年11月16日~2020年12月1日
権利行使期間	2020年12月1日~2030年11月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

2. ベスティング

当社は、第2回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングします。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングを中止します。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

- (1)
- | | |
|--------------|------------|
| ベスティング日(1回目) | 2020年12月1日 |
| ベスティング日(2回目) | 2021年12月1日 |
| ベスティング日(3回目) | 2022年12月1日 |
| ベスティング日(4回目) | 2023年12月1日 |
| ベスティング日(5回目) | 2024年12月1日 |

(2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数はこれを切り捨てます。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(うち社外取締役 1) 当社監査役 3 当社従業員 32 子会社取締役 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 85,570(注)1
付与日	2019年11月29日
権利確定条件	付与日(2019年11月29日)から権利確定日(2021年12月1日)まで継続して勤務していること及び(注)2.記載事項
対象勤務期間	2019年11月29日~2021年12月1日
権利行使期間	2021年12月1日~2031年11月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

2. ベスティング

当社は、第3回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングします。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングを中止します。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

- (1) ベスティング日(1回目) 2021年12月1日
ベスティング日(2回目) 2022年12月1日
ベスティング日(3回目) 2023年12月1日
ベスティング日(4回目) 2024年12月1日
ベスティング日(5回目) 2025年12月1日

(2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数はこれを切り捨てます。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(うち社外取締役1) 当社執行役員 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 220,000(注)1
付与日	2023年8月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。
権利行使期間	2023年8月18日～2033年8月17日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

第9回新株予約権

決議年月日	2023年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 15,000(注)1
付与日	2023年8月18日
権利確定条件	付与日(2023年8月18日)から権利確定日(2025年8月18日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2023年8月18日～2025年8月18日
権利行使期間	2025年8月18日～2033年7月12日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2018年11月15日	2019年11月29日	2023年8月17日	2023年8月17日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	29,820	47,150	-	-
付与	-	-	-	15,000
失効	-	480	-	-
権利確定	14,890	15,150	-	-
未確定残	14,930	31,520	-	15,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	42,190	29,810	-	-
権利確定	14,890	15,150	220,000	-
権利行使	3,340	-	-	-
失効	-	720	-	-
未行使残	53,740	44,240	220,000	-

(注) 2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年11月15日	2019年11月29日	2023年8月17日	2023年8月17日
権利行使価格(円)	175	400	1,158	1,188
行使時平均株価(円)	776	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	76	805

(注) 2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第8回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	84.22%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.667%

(注) 1. 2020年12月25日から2023年8月18日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日: 2023年8月18日

権利行使期間: 2023年8月18日から2023年8月17日

なお、採用した予想残存期間については、割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2033年9月20日の超長期国債146の流通利回り(日本証券業協会の売買参考統計値より)を採用しております。

第9回新株予約権の公正な評価単位の見積方法は以下のとおりです。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	84.22%
予想残存期間 (注) 2	5.96年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.318%

(注) 1. 2020年12月25日から2023年8月18日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日：2023年8月18日

権利行使期間：2025年8月18日から2033年7月12日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2029年6月29日の超長期国債111の流通利回り（日本証券業協会の売買参考統計値より）を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	64,268千円
(2) 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	2,010千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	12,029 千円	9,408 千円
減価償却費	18,711 "	27,476 "
減損損失	16,477 "	13,731 "
貸倒引当金	4,108 "	- "
税務上の繰越欠損金	87,234 "	209,115 "
一括償却資産	9,225 "	6,980 "
資産除去債務	8,743 "	10,102 "
フリーレント賃料	7,193 "	12,761 "
係争損失引当金	18,754 "	- "
未払金	- "	11,962 "
その他	3,057 "	9,459 "
繰延税金資産小計	185,536 千円	310,998 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	87,234 "	205,876 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	63,028 "	7,728 "
評価性引当額小計	150,263 千円	213,605 千円
繰延税金資産合計	35,273 千円	97,393 千円
繰延税金負債との相殺	- "	9,419 "
繰延税金資産の純額	35,273 千円	87,973 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,635 千円	9,021 千円
未収事業税	8 "	402 "
企業結合により識別された無形資産	403,808 "	333,429 "
その他有価証券評価差額金	- "	52,766 "
繰延税金負債合計	412,451 千円	395,620 千円
繰延税金資産との相殺	- "	9,419 "
繰延税金負債の純額	412,451 千円	386,200 千円

(注) 1. 評価性引当額が63,341千円増加しております。この増加の主な内容は、子会社において繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	87,234	87,234
評価性引当額	-	-	-	-	-	87,234	87,234
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	209,115	209,115
評価性引当額	-	-	-	-	-	205,876	205,876
繰延税金資産	-	-	-	-	-	3,239	3,239

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	- %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	1.0 %
住民税均等割	- %	0.7 %
評価性引当額の増減	- %	16.5 %
非支配株主損益	- %	41.6 %
のれん償却額	- %	9.0 %
持分法による投資損失	- %	0.7 %
連結子会社の適用税率差異	- %	2.6 %
その他	- %	1.4 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	20.9 %

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示について

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用することについて承認申請を行い、翌連結会計年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行することとなりました。なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当連結会計年度の年度末から適用しております。

(企業結合等関係)

(企業結合等関係)

(業務執行権限比率の変更による企業結合)

当社は2023年4月26日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であるBASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合の運営に係る契約の変更を決議し、2023年5月1日に契約を締結いたしました。これにより、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合に対する業務執行の権限比率が過半数を超えることとなり、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合を連結子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合
事業の内容 投資事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が組合員であるTT1有限責任事業組合と、BP1有限責任事業組合との間で、BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合の運営に係る契約の変更を決議し、それに伴い、当社が組合員であるTT1有限責任事業組合のBASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合に対する業務執行の権限比率が過半数を超えることになったため

(3) 企業結合日

2023年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

業務執行の権限比率が過半数を超えたことによる連結範囲の変更

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した持分比率

企業結合前の業務執行の権限比率 33.3%
企業結合後の業務執行の権限比率 66.7%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が組合員であるTT1有限責任事業組合が契約の変更により業務執行の権限比率の過半数を取得したためであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年5月1日から2023年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた出資金の企業結合日における時価	10,454千円
取得原価		10,454千円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 3,484千円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

業務執行の権限比率の変更による企業結合のため、該当事項はありません。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	39,304	千円
固定資産	285,776	〃
資産合計	325,081	千円
固定負債	41,694	千円
負債合計	41,694	千円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(事業の譲受)

当社子会社である株式会社ティファレットは、株式会社サイバーエージェントが行う電話占い事業を譲り受けることについて、事業譲渡契約を2023年1月26日に締結し、2023年4月1日事業の譲受けが完了しました。

1. 事業譲受の概要

(1) 相手企業の名称及び譲受事業の内容

相手企業の名称 株式会社サイバーエージェント
譲受事業の内容 電話占い事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社は、2021年4月に電話相談サービスを運営する株式会社ティファレットを完全子会社化し、プラットフォーム事業の1つのサービスとして、電話占い「カリス」を運営しております。当サービスは実績のある総勢約200名の鑑定師と悩みを持つユーザーをマッチングするサービスとなります。

この電話占いは、国内シェアリング エコノミー市場において、スキルシェアの1つのサービスとされ、2021年のスキルシェア全体の市場規模は2,579億円ですが、2030年には1.3兆円まで成長すると予想されます^(1)。また、電話占いにおける相談内容の高いシェアを誇る恋愛に関しては、マッチングアプリの利用率が21.8%と一般化しつつある中^(2)、20代の6割が「知らない人」に恋愛相談した経験があることがわかっており^(1)、今後、電話相談の需要は高まると予想されます。

このような市場トレンドを鑑み、当社は、電話占いや相談需要は今後も堅調に推移すると考え、当社の市場シェアを高めることや、新たに恋愛相談サービスを展開できうる企業・サービスを買収対象として模索しておりましたが、この度、株式会社サイバーエージェントが行う電話占い事業を譲受することとなりました。今後、電話占いに加え、恋愛相談サービスの展開を進め、C to Cのライフスタイル領域のマッチングプラットフォームを目指します。

(1) 出所：株式会社RLECT「恋愛相談に関する実態調査」(2022年6月)

(2) 出所：株式会社リクルート「婚活実態調査2022」

(3) 事業譲受日

2023年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2023年4月1日から2023年12月31日まで

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 40,000千円

取得原価 40,000千円

4. 主要な関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 4,800千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

のれん 3,431千円

(2) 発生原因

主として譲受事業の今後期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

のれん 4年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,551	千円
固定資産	39,431	〃
資産合計	40,983	千円
流動負債	983	千円
負債合計	983	千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(株式取得による企業結合)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会において、株式会社テトラクローマの全株式を取得し子会社化することについて決議し、2023年12月1日付で株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 : 株式会社テトラクローマ

事業内容 : システム開発 / システム運用・保守

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「創造によって世界中のエモーショナルを刺激する」というパーパスのもと「Digital Well - Being」に向け、「人々の心を豊かにするサービスを創造し続ける」ことで中長期的な企業価値の向上を図り、持続的な成長の実現に向けて積極的な事業活動を推進しております。

当社グループのメディア事業では、カジュアルゲームをはじめとするスマートフォンアプリを開発し、アプリ内の広告枠を広告主へ提供することで広告収入を得ています。また、蓄積されたマーケティングナレッジを活かし、広告メディアの企画・運営、クライアントの課題を解決するデジタルマーケティング事業を展開して

います。

同社は、「つくってあそべる」をコンセプトに、世界中のクリエイターとユーザーを繋ぐ画像生成サービス「Picrew」を運営しています。「Picrew」は、言語を利用しなくても直感的に楽しめる仕様であるため、国内・海外含め200か国以上、累計1億人を超えるユーザーに親しまれています。

今回、当社グループのメディア事業において同社が加わることで、当社グループの強みであるマーケティングナレッジや海外拠点の人的リソースを共有し、同社のさらなる成長を促してまいります。さらに、当社グループが「Picrew」を取得することで、新しいテクノロジー及びユーザーの獲得が実現します。今後の展望として、当社グループが展開する他サービスによって蓄積されたビッグデータを用いた生成系AI分野への活用を模索し、アプリ配信等を活用したマルチプラットフォーム化を進めてまいります。

(3) 企業結合日

2023年12月1日(みなし取得日2023年11月1日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年11月1日から2023年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	533,000千円
取得原価		533,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 35,620千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

207,433千円

なお、上記の金額は、企業結合日以降、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	402,828	千円
固定資産	19,671	〃
資産合計	422,500	千円
流動負債	81,533	千円
固定負債	15,401	〃
負債合計	96,934	千円

7. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

条件付取得対価の内容

業績連動型のアーンアウト方式を採用しており、被取得企業の今後2年間の業績達成度合いに応じて取得時に支出した533,000千円に加え最大40,000千円が支払われる可能性があります。

今後の会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれん

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	159,379	千円
営業利益	22,078	〃
経常利益	22,166	〃
税金等調整前当期純利益	22,166	〃

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額により算定された売上高及び損益情報との差額を、影響額の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社等事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率(0.769%)により、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
期首残高	20,089 千円	28,549 千円
本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う増加	28,513 "	3,850 "
時の経過による調整額	256 "	220 "
見積りの変更による増減額	20,310 "	- "
期末残高	28,549 千円	32,620 千円

(注) 当期末残高は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債「その他」	3,850 千円
固定負債「資産除去債務」	28,770 "

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「（連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、契約負債としてその他に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は5,250千円であります。また、当連結会計年度において、前受金の増加により契約負債の残高は15,738千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に顧客とのソフトウェア開発の業務委託契約について、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。売掛金のうち、当連結会計年度の契約資産の残高は6,400千円であります。

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、契約負債の残高は連結貸借対照表に記載のとおりであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた金額は15,738千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別のセグメントから構成されており、「メディア事業」及び「プラットフォーム事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

報告セグメント	サービス内容
メディア事業	主に広告主からの広告収入型のビジネスモデルによる、メディア運営、スマートフォン向け無料アプリの企画・開発、アドテクノロジーを活用した広告商品の販売。
プラットフォーム事業	主にユーザーからの月額・従量課金型のビジネスモデルによる、コミュニケーションサービス、ヘルステックアプリ、メッセージアプリサービスの企画・運営。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は持株会社体制への移行とパーパスの制定に合わせて事業区分の見直しを行い、当連結会計年度より報告セグメントを変更することといたしました。

従来の「インターネットメディア事業」と「インターネット広告事業」を「メディア事業」に統合し、「プラットフォーム事業」と2つの報告セグメントに変更いたしました。

なお、前連結会計年度間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	メディア 事業	プラット フォーム事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	3,274,659	1,754,303	5,028,962	17,667	2,492	5,044,137
一定の期間にわたり移転され る財又はサービス	-	24,267	24,267	3,513	-	27,780
顧客との契約から生じる収益	3,274,659	1,778,570	5,053,229	21,181	2,492	5,071,918
外部顧客への売上高	3,272,166	1,778,570	5,050,737	21,181	-	5,071,918
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,492	-	2,492	-	2,492	-
計	3,274,659	1,778,570	5,053,229	21,181	2,492	5,071,918
セグメント利益又は損失 ()	320,325	156,535	476,861	97,999	433,383	54,522
セグメント資産	626,222	2,057,225	2,683,447	65,957	1,135,301	3,884,705
その他の項目						
減価償却費	24,972	212,776	237,749	365	43,554	281,669
のれん償却額	-	91,125	91,125	-	-	91,125
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	14,987	63,565	78,552	1,250	36,506	116,309

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業、ソリューションセー
ルス事業、デジタルサイネージ事業及び新規事業開発等であります。

2. 「調整額」は、下記のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 433,383千円は、提出会社の管理部門にかかる人件費及び経費等
の各報告セグメントに配賦されない提出会社の全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額1,267,500千円は各報告セグメントに配賦されない現金及び預金、全社資産であり
ます。

(3) 「調整額」における減価償却費43,554千円並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額36,506千円は、主
に、提出会社の事務所設備とパソコン等の購入にかかるものであります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	メディア 事業	プラット フォーム事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	4,055,189	2,031,291	6,086,481	77,466	8,802	6,155,144
一定の期間にわたり移転され る財又はサービス	-	60,527	60,527	3,579	-	64,107
顧客との契約から生じる収益	4,055,189	2,091,819	6,147,008	81,046	8,802	6,219,251
外部顧客への売上高	4,047,200	2,091,819	6,139,019	80,232	-	6,219,251
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,989	-	7,989	813	8,802	-
計	4,055,189	2,091,819	6,147,008	81,046	8,802	6,219,251
セグメント利益又は損失 ()	329,748	200,116	529,865	205,511	458,341	133,987
セグメント資産	868,047	1,820,630	2,688,678	528,098	1,757,732	4,974,509
その他の項目						
減価償却費	9,997	217,769	227,766	1,021	9,375	238,163
のれん償却額	6,914	91,768	98,683	7,754	-	106,437
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	233,815	78,834	312,650	12,591	1,151	326,393

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メタバース事業、デジタルサイネージ事業、人材紹介事業、投資事業及び新規事業開発等であります。

2. 「調整額」は、下記のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 458,341千円は、提出会社の管理部門にかかる人件費及び経費等の各報告セグメントに配賦されない提出会社の全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額1,757,732千円は各報告セグメントに配賦されない現金及び預金、全社資産であります。

(3) 「調整額」における減価償却費9,375千円並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,151千円は、主に、提出会社の事務所設備とパソコン等の購入にかかるものであります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	アメリカ	その他	合計
2,361,563	928,824	1,136,583	644,946	5,071,918

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	776,233	メディア事業
AppLovin Corporation	747,243	メディア事業

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	アメリカ	その他	合計
2,817,319	1,166,680	1,428,732	806,519	6,219,251

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
AppLovin Corporation	1,054,462	メディア事業
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	1,008,997	メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	メディア事業	プラットフォーム事業	計			
減損損失	-	44,241	44,241	-	-	44,241

(注)「プラットフォーム事業」のセグメントにおいて、OWN・事業に係る固定資産の減損損失を計上していません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	メディア事業	プラットフォーム事業	計			
当期償却額	-	91,125	91,125	-	-	91,125
当期末残高	-	660,657	660,657	-	-	660,657

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	メディア事業	プラットフォーム事業	計			
当期償却額	6,914	91,768	98,683	7,754	-	106,437
当期末残高	200,519	572,320	772,839	-	-	772,839

(注)メディア事業に含まれる株式会社テトラクロマののれん償却額及び未償却残高は、企業結合日以降、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	横山 佳史			当社子会社 取締役		業務委託 1	15,577	未払金	1,730
役員	長谷川智耶			当社子会社 取締役		業務委託 1	1,166		
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	合同会社HSF 2	東京都 品川区	100	ITコンサル ティング業等	当社 子会社役員 が100%を 直接所有	業務委託 1	9,333		
	株式会社SwR キャピタルグ ループ 2	東京都 目黒区	1,000	資産管理、 投資事業等	当社 子会社役員 が100%を 直接所有	業務委託 1	27,000		
	SHINOSKAL (同) 2	東京都 渋谷区	3,000	投資事業等	当社 子会社役員 が100%を 直接所有	業務委託 1	19,932		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 取引金額は、市場実勢を参考に業務内容を勘案して交渉の上で決定しております。
また、業務委託の主な内容は、当社グループに対する経営上の助言及びその他経営指導であります。
- 合同会社HSFは、当社子会社取締役長谷川智耶が議決権の過半数を保有しております。
株式会社SwRキャピタルグループは、当社子会社取締役早川晋が議決権の過半数を保有しております。
SHINOSKAL(同)は、当社子会社取締役村野慎之介が議決権の過半数を保有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	87.99 円	94.10 円
1株当たり当期純損失()	26.85 円	20.47 円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
2. 当社は、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	265,256	204,941
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	265,256	204,941
普通株式の期中平均株式数(株)	9,878,343	10,010,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権(新株予約権の数7,201個 72,010株) 第3回新株予約権(新株予約権の数7,696個 76,960株)	第4回新株予約権(新株予約権の数3,902個 780,400株) 第5回新株予約権(新株予約権の数3,500個 700,000株) 第6回新株予約権(新株予約権の数2,000個 400,000株) 第7回新株予約権(新株予約権の数983個 196,600株) 第8回新株予約権(新株予約権の数2,200個 220,000株) 第9回新株予約権(新株予約権の数150個 15,000株)

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社は、2024年1月29日開催の取締役会にて、当社の連結子会社である BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合が保有する投資有価証券の一部を売却することを決定し、2024年1月30日に売却が完了いたしました。

1. 投資有価証券売却の理由

保有株式の見直しによる資産効率の向上を図るため

2. 投資有価証券売却益の内容

- (1) 売却株式：BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合が保有する非上場有価証券1銘柄
- (2) 売却日：2024年1月30日
- (3) 売却益：106百万円

(当社子会社による第1回新株予約権の発行)

当社子会社である株式会社ティファレットは、2024年2月13日開催の株主総会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、株式会社ティファレットの取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議しました。株式会社ティファレット第1回新株予約権の概要は以下のとおりです。

(1) 割当日及び払込期日

払込期日：2024年2月29日

割当日：2024年3月1日

(2) 新株予約権の数(個)

66個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)

普通株式 66株(新株予約権1個につき1株)

(4) 新株予約権発行の際の払込金額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、82,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・タス・コンサルティングが、当社子会社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算出した結果と同額で決定したものである。

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、4,166,666円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社子会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社子会社が当社子会社の普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社子会社の普通株式にかかる発行済株式総数から当社子会社の普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社子会社の普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社子会社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社子会社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

2024年3月1日 から 2034年2月28日

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金 : 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社子会社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。但し、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると当社子会社の取締役会が認めた場合はこの限りでなく、また、本新株予約権66個のうち33個については、当社子会社の筆頭株主がその保有する当社子会社の普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合(当社子会社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。)若しくは合併その他の組織再編により当社子会社の筆頭株主がその保有する当社子会社の普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合、又は2025年12月1日のうちいずれか早い日以降において、当社子会社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合においても行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする当社子会社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

- (b)本新株予約権の行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社子会社の普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c)本新株予約権の目的である当社子会社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする当社子会社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d)本新株予約権の目的である当社子会社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社子会社の普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の行使価額を下回る価格となったとき
- (e)本新株予約権の目的である当社子会社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、第三者評価機関等によりDCF法等の方法により評価された株式評価額が本新株予約権の行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社子会社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社子会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社子会社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 付与対象者の区分及び人数

当社子会社の取締役 1 名 66個（66株）

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)東京通信グループ	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2023年4月24日	-	194,943	-	無担保社債	2025年4月23日

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価格	株式の発行価格 (円)	発行価格の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価格の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
(株)東京通信グループ普通株式	無償	1,474.5	299,913	104,969	100	自 2023年4月24日 至 2025年4月23日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	194,943	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	339,016	394,272	0.61	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,515,521	1,360,360	0.61	2025年1月31日～ 2030年8月1日
合計	1,854,537	1,754,632	-	-

(注) 1. 「平均利率」につきましては、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)には代預託契約による借入金163,675千円を含んでおります。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	552,151	730,296	37,609	37,004

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	28,549	4,070	-	32,620

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,252,596	2,990,020	4,665,159	6,219,251
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(千円) ()	42,237	53,051	80,526	360,974
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (千円)	70,449	87,401	145,863	204,941
1株当たり四半期(当期)純損 失() (円)	7.13	8.78	14.60	20.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	7.13	1.69	5.81	5.87

(注) 当社は、2023年4月26日開催の取締役会決議により、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失()を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	330,367	144,332
売掛金	449,825	56,786
商品	4,446	-
貯蔵品	14,168	29
前払費用	17,860	29,788
関係会社短期貸付金	4,300	336,121
預け金	¹ 107,852	¹ 425
その他	¹ 103,236	¹ 87,080
貸倒引当金	31,810	171,067
流動資産合計	1,000,245	483,497
固定資産		
有形固定資産		
建物	36,088	33,577
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	22,570	8,958
有形固定資産合計	58,659	42,536
無形固定資産		
ソフトウェア	12,600	4,227
ソフトウェア仮勘定	48,148	-
無形固定資産合計	60,748	4,227
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	20,000
関係会社株式	⁵ 2,162,363	⁵ 2,934,401
関係会社出資金	45,900	130,813
長期貸付金	15,000	-
敷金及び保証金	⁴ 164,599	⁴ 164,731
長期前払費用	26	26
繰延税金資産	-	15,550
その他	0	0
投資その他の資産合計	2,407,889	3,265,523
固定資産合計	2,527,297	3,312,287
資産合計	3,527,542	3,795,784

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		11,717		-
1年内返済予定の長期借入金	3,5	339,016	3,5	390,816
未払金	1	320,923	1	156,887
未払費用		681		1,300
未払法人税等		2,042		4,912
契約負債		10,878		187
未払消費税等		-		18,553
預り金		14,347		16,600
関係会社短期借入金		300,000		164,070
その他		-		4,594
流動負債合計		999,606		757,923
固定負債				
転換社債型新株予約権付社債		-		194,943
長期借入金	3,5	1,530,521	3,5	1,345,535
資産除去債務		28,549		28,770
繰延税金負債		8,635		-
固定負債合計		1,567,705		1,569,248
負債合計		2,567,312		2,327,171
純資産の部				
株主資本				
資本金		471,605		613,125
資本剰余金				
資本準備金		468,605		610,125
資本剰余金合計		468,605		610,125
利益剰余金				
その他利益剰余金				
特別償却準備金		576		-
繰越利益剰余金		19,615		222,865
利益剰余金合計		20,192		222,865
自己株式		171		171
株主資本合計		960,230		1,445,944
新株予約権		-		22,667
純資産合計		960,230		1,468,612
負債純資産合計		3,527,542		3,795,784

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	3,106,963	782,631
営業収益	-	1 975,120
売上高及び営業収益合計	3,106,963	1,757,751
売上原価	211,985	81,852
売上総利益	2,894,978	1,675,898
販売費及び一般管理費	1,2 3,231,359	1,2 745,329
営業費用	-	1 507,235
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計	3,231,359	1,252,564
営業利益又は営業損失()	336,381	423,334
営業外収益		
受取利息	1 65	1 1,364
受取配当金	1 75,000	-
為替差益	41,027	1,600
業務受託収入	1 36,388	1 7,167
投資事業組合運用益	-	19,867
その他	726	2,121
営業外収益合計	153,207	32,120
営業外費用		
支払利息	1 14,750	1 14,180
借入手数料	10,193	1,924
貸倒引当金繰入額	-	74,894
投資事業組合運用損	2,586	-
資金調達費用	-	21,750
その他	1	4,594
営業外費用合計	27,532	117,344
経常利益又は経常損失()	210,706	338,111
特別損失		
減損損失	3 44,241	-
関係会社株式評価損	-	4 119,099
特別損失合計	44,241	119,099
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	254,948	219,011
法人税、住民税及び事業税	332	2,729
法人税等調整額	23,438	24,185
法人税等合計	23,771	21,455
当期純利益又は当期純損失()	278,720	240,467

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入高		32,158	15.2	34,813	42.5
労務費		83,159	39.2	19,570	23.9
経費		96,667	45.6	27,468	33.6
売上原価		211,985	100.0	81,852	100.0

当社は、2023年4月1日をもって会社分割を行い持株会社体制に移行いたしました。メディア事業を新設分割会社である株式会社TT及び株式会社デジタルプラントへ、その他事業を株式会社デジタルプラント及び株式会社パルマに承継したため、売上原価については2023年3月31日までを計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
外注費(千円)	53,427	17,104

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	471,573	468,573	-	468,573	1,152	297,759	298,912	171	1,238,887	-	1,238,887
当期変動額											
特別償却準備金の取崩					576	576	-		-		-
新株の発行 (新株予約権の行使)	31	31		31					63		63
分割型の会社分割による減少									-		-
当期純利益又は当期純損失()						278,720	278,720		278,720		278,720
利益剰余金から資本剰余金への振替									-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										-	-
当期変動額合計	31	31	-	31	576	278,144	278,720	-	278,656	-	278,656
当期末残高	471,605	468,605	-	468,605	576	19,615	20,192	171	960,230	-	960,230

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	471,605	468,605	-	468,605	576	19,615	20,192	171	960,230	-	960,230
当期変動額											
特別償却準備金の取崩					576	576	-		-		-
新株の発行 (新株予約権の行使)	141,520	141,520		141,520					283,040		283,040
分割型の会社分割による減少			37,793	37,793					37,793		37,793
当期純利益又は当期純損失()						240,467	240,467		240,467		240,467
利益剰余金から資本剰余金への振替			37,793	37,793		37,793	37,793		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										22,667	22,667
当期変動額合計	141,520	141,520	-	141,520	576	203,249	202,673	-	485,714	22,667	508,381
当期末残高	613,125	610,125	-	610,125	-	222,865	222,865	171	1,445,944	22,667	1,468,612

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、一般債権については、貸倒引当金を計上しておりません。

6 重要な収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、主な収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び受取配当金であります。当社の履行義務は各子会社との契約に基づき経営指導及び業務を継続的に提供することであり、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

7 グループ通算制度の適用

当社は当事業年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,934,401千円 (うち、株式会社ティファレト1,914,969千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、株式等の発行会社の直近の財務諸表、事業計画を基礎として算定しており、これらの仮定等は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度4,300千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

また、当事業年度より、従来、「流動負債」の「短期借入金」に含めておりました「関係会社短期借入金」(前事業年度300,000千円)は、より実態に即した明瞭な表示とするために、当事業年度においては区分掲記しております。

(損益計算書)

当社は、2023年4月1日付けで持株会社体制へ移行しております。

持株会社体制により、当社の収益構造の中心がメディア事業収入から子会社からの経営指導料、業務受託料及び受取配当金収入へと変化し、従来、営業外収益に区分表示しておりました経営指導料、業務受託料及び受取配当金収入は、当事業年度より営業収益として表示することといたしました。

営業収益の内訳は経営指導料439,386千円、業務受託料29,325千円及び受取配当金収入506,409千円となっております。

また、当事業年度より販売費及び一般管理費については営業費用として表示する方法に変更しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	122,833 千円	139,663 千円
長期金銭債権	15,000 "	- "
短期金銭債務	300,937 "	74 "
長期金銭債務	15,000 "	- "

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社みずほ銀行と当座借越契約及び今後の事業展開を推進していくために株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	600,000 千円	600,000 千円
借入実行残高	- "	- "
差引額	600,000 千円	600,000 千円

3 財務制限条項

長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金には、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行との間の財務制限条項が付されております。

当該財務制限条項の付された長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は下記のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	287,560 千円	322,560 千円
長期借入金	1,256,160 千円	1,108,600 千円

・株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金62,560千円及び長期借入金266,100千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

2021年12月期以降(2021年12月期を含む。)の各決算期末の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における連結の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

2021年12月期以降(2021年12月期を含む。)の各決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合には、当該翌決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となる状態を生じさせないこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金225,000千円及び長期借入金702,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失とならないようにすること。

決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における株式会社ティファレトの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローで除した値を0以上8.0以下に維持すること。

決算期の末日における株式会社ティファレトの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を300百万円以上に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.4%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。当事業年度においての条項に抵触しており2023年12月期より上乗せした利率が適用されております。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金35,000千円及び長期借入金140,000千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

2024年12月期以降の各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における連結のEBITDAで除した値を0以上4.5倍以下に維持すること。

2024年12月期以降の決算期の末日における株式会社テトラクローマの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フロー - の金額を35百万円以上に維持し、株式会社東京通信グループに35百万円以上の配当を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.6%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

4 保証債務等

前事業年度（2022年12月31日）

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社及び本社事務所賃貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所賃貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所賃貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

当事業年度（2023年12月31日）

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社及び本社事務所賃貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所賃貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所賃貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

5 担保に供している資産及び担保に係る債務

前事業年度（2022年12月31日）

担保に供している資産

関係会社株式 2,008,559 千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 62,560 千円

長期借入金 328,660 千円

当事業年度（2023年12月31日）

担保に供している資産

関係会社株式 2,483,589 千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 97,560 千円

長期借入金 406,100 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	- 千円	975,120 千円
給与手当	39,312 "	- "
業務委託費	9,526 "	2,183 "
地代家賃	4,958 "	- "
広告出稿費	- "	194 "
営業取引以外による取引高		
受取利息	45 千円	1,355 千円
受取配当金	75,000 "	- "
業務受託収入	36,388 "	7,167 "
支払利息	57 "	219 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
広告宣伝費	2,188,954 千円	489,525 千円
給料及び手当	451,866 "	213,365 "
業務委託費	41,225 "	41,995 "
減価償却費	65,699 "	10,055 "

おおよその割合

販売費	69.7 %	43.7 %
一般管理費	30.3 "	56.3 "

(注) 当社は、2023年4月1日付で持株会社体制へ移行しているため、同日以降に生じる費用については、「一般管理費」として計上しております。

3 減損損失

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 4 減損損失」をご参照ください。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

4 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

特別損失に計上した関係会社株式評価損119,099千円は、当社の連結子会社である株式会社Digital Vision Industries、4,999千円、株式会社METAVERSE A CLUB、25,125千円、株式会社シーカーズポート、9,999千円、株式会社デジタルプラント、73,961千円及びTT Tech Company Limited、5,012千円をそれぞれ計上したものであります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

投資有価証券、関係会社出資金、子会社株式及び出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等(投資有価証券、関係会社出資金、子会社株式及び出資金)の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	20,000
関係会社出資金	45,900
子会社株式	2,162,363
出資金	0
計	2,228,263

当事業年度(2023年12月31日)

投資有価証券、関係会社出資金、子会社株式及び出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等(投資有価証券、関係会社出資金、子会社株式及び出資金)の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	20,000
関係会社出資金	130,813
子会社株式	2,934,401
出資金	0
計	3,085,215

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	17,943 千円	- 千円
減損損失	16,477 "	- "
貸倒引当金	9,742 "	52,380 "
関係会社株式評価損	86,039 "	122,469 "
投資事業組合投資損失否認	4,094 "	4,146 "
一括償却資産	8,611 "	422 "
資産除去債務	8,743 "	8,809 "
フリーレント賃料	7,193 "	12,761 "
未払事業税	1,654 "	699 "
税務上の繰越欠損金	71,787 "	70,157 "
その他	1,249 "	2,541 "
繰延税金資産小計	233,536 千円	274,388 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	71,787 "	66,918 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	161,748 "	183,868 "
評価性引当額小計	233,536 千円	250,786 千円
繰延税金資産合計	- 千円	23,601 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,633 千円	8,051 千円
繰延税金負債合計	8,633 千円	8,051 千円
繰延税金資産(負債)の純額	8,633 千円	15,550 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	- %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	1.1 %
受取配当等永久に益金に算入されない項目	- %	70.8 %
住民税均等割	- %	0.4 %
評価性引当額の増減	- %	7.9 %
会社分割による影響	- %	19.8 %
その他	- %	1.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	9.8 %

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示について

当社は、当事業年度中にグループ通算制度を適用することについて承認申請を行い、翌事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行することとなりました。なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の年度末から適用しております。

(企業結合等関係)

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は2023年1月19日開催の取締役会で承認されましたとおり、2023年4月1日付で、当社の完全子会社である株式会社T T、株式会社デジタルプラント及び株式会社パルマとの間で会社分割を実施し、純粋持株会社体制に移行しました。なお、当社は2023年4月1日付で商号を「株式会社東京通信グループ」に変更しております。

1. 会社分割の概要

(1) 対象となった事業の内容

承継会社	分割した部門の事業内容
株式会社T T	メディア事業
株式会社デジタルプラント	メディア事業
株式会社パルマ	プラットフォーム事業

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社100%子会社である株式会社T T、株式会社デジタルプラント及び株式会社パルマをそれぞれ承継会社とする分社型吸収分割により行いました。

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社東京通信グループ

承継会社：株式会社T T、株式会社デジタルプラント、株式会社パルマ

(5) 会社分割の目的

当社はグループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成を推進する観点から、持株会社体制へ移行いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(企業結合等関係)

内容の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「(重要な会計方針) 6 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	36,088	-	-	2,510	33,577	2,928
	車両運搬具	0	-	-	-	0	4,604
	工具、器具及び備品	22,570	1,436	10,827	4,221	8,958	11,934
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	計	58,659	1,436	10,827	6,731	42,536	19,468
無形固定資産	ソフトウェア	12,600	35,660	38,863	5,170	4,227	-
	ソフトウェア仮勘定	48,148	10,843	58,991	-	-	-
	計	60,748	46,504	97,855	5,170	4,227	-

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替による増加	35,660千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア開発による増加	10,843千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	会社分割に伴う減少	10,827千円
ソフトウェア	会社分割に伴う減少	38,863千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへ振替による減少	35,660千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	31,810	171,067	31,810	171,067

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3箇月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月末日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://tokyo-tsushin.com/ir/notice
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第9期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月12日関東財務局長に提出

事業年度 第9期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第9期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月13日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第9期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月28日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書

2023年1月19日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書

2023年4月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書

2023年7月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年7月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書

2023年10月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書

2023年11月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2、第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2023年11月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月28日

株式会社東京通信グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中本 洋介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京通信グループ（旧会社名 株式会社東京通信）の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京通信グループ及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん、商標権及び顧客関連資産に係る評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社グループは2023年12月31日現在、連結貸借対照表上、ティファレット社に係るのれんを569,532千円、商標権を668,863千円及び顧客関連資産を295,113千円計上している。</p> <p>会社グループは、ティファレット社の取得原価のうち、のれん、商標権及び顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であったことから、減損の兆候があると判断し、のれん、商標権及び顧客関連資産について、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>のれん、商標権及び顧客関連資産の減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローに対する重要な仮定は、ティファレット社の将来の売上予測を構成する利用者数と平均利用単価であり、重要なデータはこれらの過去の実績である。</p> <p>会社グループは、毎月、取締役会における報告によりティファレット社の業績を把握するとともに予算との比較分析を実施しているが、重要な仮定である利用者数と平均利用単価は、ティファレット社が取り扱う電話占いサービスに関連する市場環境の変化による不確実性を伴うものである。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、ティファレット社の買収により計上されたのれん、商標権及び顧客関連資産の減損損失の認識の判定に関する見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ティファレット社取得に関連するのれん、商標権及び顧客関連資産の減損損失の認識の判定に関する検討にあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提となる割引前将来キャッシュ・フローの作成及び承認に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価を実施した。 ・割引前将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された事業計画との整合性を検証した。 ・前連結会計年度に策定された事業計画予算と実績との比較分析、買収時の事業計画と実績の比較分析を実施し、会社が策定した事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りの精度を評価し、のれん、商標権及び顧客関連資産の減損損失の認識の判定における経営者の見積りプロセスを評価した。 ・重要な仮定である利用者数、平均利用単価について、競合他社の状況を含む外部環境の理解及び事業計画を達成するために経営者が計画している施策に関する質問と、業界動向に関する外部レポート等の閲覧を通じて、仮定の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京通信グループの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東京通信グループが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社東京通信グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 貴 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 本 洋 介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京通信グループ（旧会社名 株式会社東京通信）の2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京通信グループの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ティファレトの株式価値評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は当事業年度末の貸借対照表における関係会社株式2,934,401千円は子会社であるティファレト社の株式の簿価1,914,969千円を含んでおり、当該株式簿価の金額は総資産の50.4%を占めている。</p> <p>市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がある。減額処理の要否を検討するにあたり、会社は取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較している。連結財務諸表における監査上の主要な検討事項に記載のとおり、当該実質価額に含まれる超過収益力の評価については、連結貸借対照表に計上されているティファレト社に係るのれん、商標権及び顧客関連資産に係る評価と同様の経営者の判断を含んでいる。</p> <p>以上から、ティファレト社株式の評価はのれん、商標権及び顧客関連資産に係る評価により影響を受けるため、当監査法人はティファレト社の関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ティファレト社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式等の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ティファレト社株式に係る会社の評価資料を入手し、実質価額がティファレト社から報告される財務数値を基礎とし、適切に算定されているか検討した。 ・実質価額の算定基礎となる財務数値について、ティファレト社の重要な勘定残高に対して監査手続を実施した結果に基づき、当該財務数値の正確性を検討した。 ・ティファレト社株式の実質価額に加味された超過収益力等について、価値の著しい下落が生じていないか検討するため、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれん、商標権及び顧客関連資産に係る評価」に記載の監査上の対応を実施した。 ・超過収益力等を加味した実質価額と取得原価との比較により、実質価額の著しい下落の有無の判定が適切に行われているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。